

茨城町国土強靱化地域計画(第2期)
(素案)

令和7年3月



目 次

第1章 計画の策定趣旨、位置付け

1 計画の策定趣旨	1
2 計画の位置付け	1

第2章 茨城町における国土強靱化の基本的な考え方

1 茨城町の概況と災害の記録	3
2 本町における国土強靱化の基本目標	8
3 事前に備えるべき目標	9
4 計画の対象とする災害	9
5 本町における国土強靱化を進める上で特に配慮すべき事項	10

第3章 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）と施策分野の設定

1 「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」の設定	12
2 施策分野の設定（個別施策分野・横断的分野）	14

第4章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方	15
2 脆弱性評価の実施	15
3 脆弱性評価の結果	15

第5章 リスクへの対応方策

1 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）別の対応方策	26
2 施策分野別の対応方策	40

第6章 計画の推進と不断の見直し

1 施策の重点化	44
2 重要業績指標（KPI）の設定	45
3 施策の進捗管理とPDCAサイクル	47
4 プログラム推進上の留意点	47
5 町の他の計画の見直し	47
6 計画の推進期間及び見直し	47

別紙 本町における国土強靱化に資する主な事業一覧	48
--------------------------	----

第1章 計画の策定趣旨、位置付け

1 計画の策定趣旨

国においては、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、災害発生後に事後対策を行う繰り返しを避け、平時から必要な事前防災及び減災、迅速な復旧復興等に係る施策を総合的かつ計画的に実施するため、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が公布・施行され、平成26年6月には、同法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定されるなど、今後の大規模自然災害等に備え、施策を推進するための枠組みが整備されました。その後、平成30年12月に改定があり、それから5年を迎えたことから、近年の災害事例や社会情勢等を踏まえて計画が見直され、令和5年7月28日に新たな基本計画が閣議決定されました。

茨城県においても、市町村や関係機関相互の連携の下、県の国土強靱化に関する施策を総合的、計画的に推進するための地域計画として、平成29年2月に「茨城県国土強靱化計画」（以下「県計画」という。）が策定され、令和4年3月に改定が行われました。

このような状況の中、本町では、令和2年3月に、基本法、基本計画、県計画を踏まえ、大規模自然災害等から町民の生命と財産を守り、地域への致命的な被害を回避し、速やかな復旧復興に資する施策を計画的に推進するために、「茨城町国土強靱化地域計画」を策定しました。

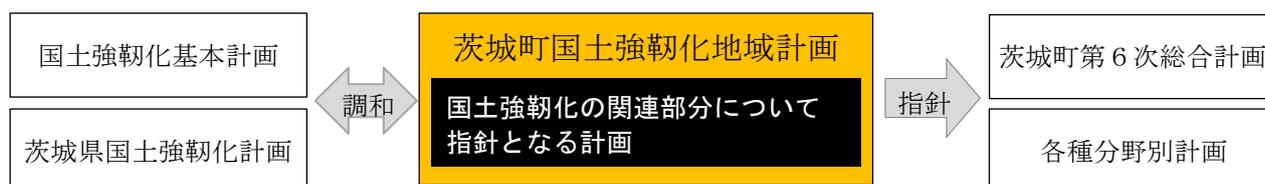
この度、本計画の計画期間が令和6年度までで終了することから、社会情勢等の変化や町の施策状況等を踏まえ、必要な見直し、充実を図ることを目的として、「茨城町国土強靱化地域計画（第2期）」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置付け

（1）計画の位置付け

本計画は、基本法第13条の規定に基づく国土強靱化地域計画として策定します。

また、基本計画や県計画と調和のとれた計画とするとともに、町政全般に関する計画として、国土強靱化の関連部分において茨城町第6次総合計画や部門別計画等の指針となる計画として位置づけます。



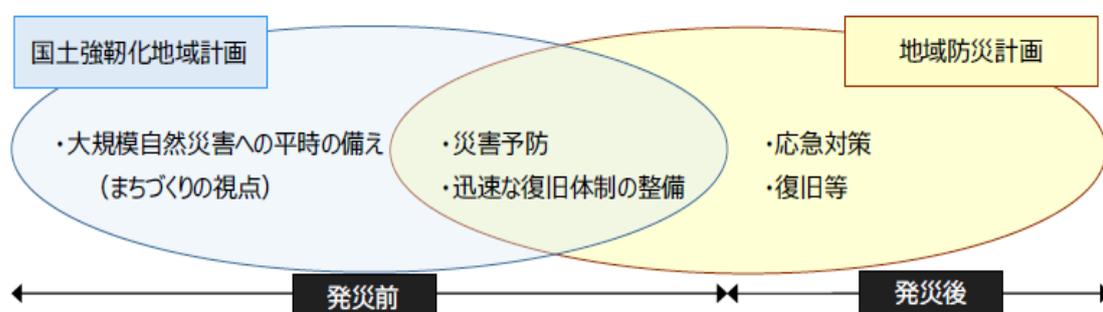
(2) 町地域防災計画との関係

本町における災害への取組みについて定めた計画としては、「茨城町地域防災計画」があります。

地域防災計画は、地震や洪水など、災害の種類ごとに防災に関する業務等を定めるものであり、災害対策を実施する上での予防や発災時の対処（応急対策）、発災後の対処（復旧・復興対策）等に視点を置いた計画となっています。

これに対して国土強靱化地域計画は、平時の備えを中心に、まちづくりの視点も合わせたハード・ソフト両面での包括的な計画となります。

両者は互いに密接な関係を持ちつつ、それぞれが自然災害の発生前後において必要とされる対応について定めています。



第2章 茨城町における国土強靱化の基本的な考え方

1 茨城町の概況と災害の記録

(1) 位置と地勢

本町は茨城県のほぼ中央に位置し、東京都心まで約100kmの距離にあります。東部を大洗町、南東部を鉾田市、南西部を小美玉市、西部を笠間市、北部を水戸市とそれぞれ接し、町の中央を西から東へ流れる涸沼川をはじめ、涸沼前川や寛政川の3本の川が流れ、東端に位置する涸沼に注いでいます。町域は東西17km、南北14km、面積は121.58km²で、低地には水田が広がり、兩岸の台地に広がる農地と平地林など、豊かな自然環境に恵まれた田園都市です。

また、現時点において本町直下に活断層は確認されていません。

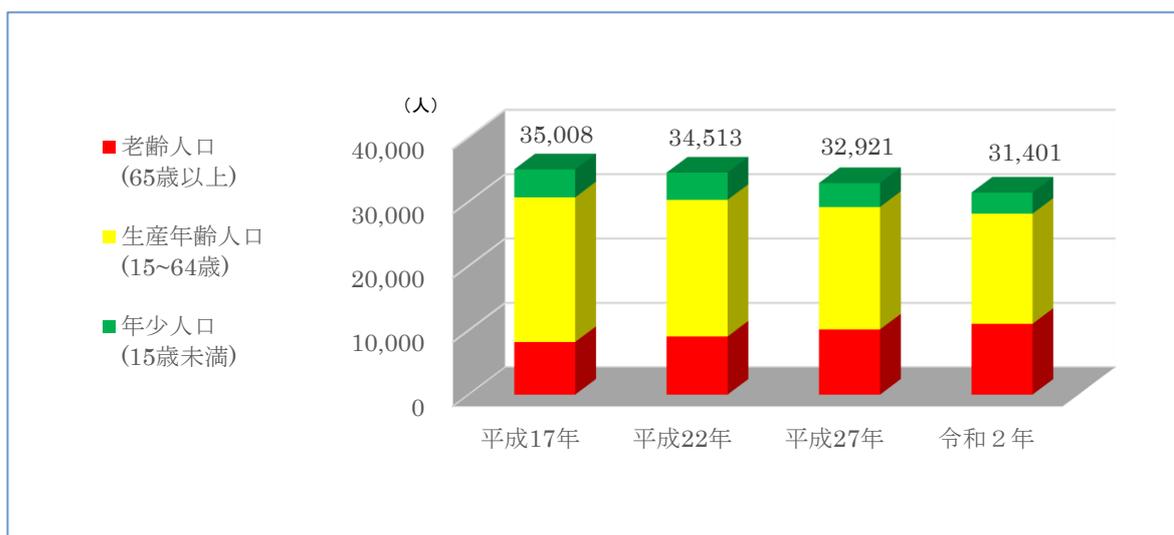
(2) 気候

本町の気候は夏季に多雨多湿、冬期に小雨乾燥となる太平洋岸式気候です。気温は例年35℃以上の猛暑日を記録しますが、冬は-5℃を下まわる日もあり、降水量は年間1,400mm前後です。また、降雪は少ない状況です。

(3) 人口

本町の総人口（令和2年国勢調査）は31,401人で、平成27年の32,921人から1,520人減少し、増減率は△4.1%となっています。平成17年から平成22年の増減率が△1.4%であったことから、減少が大幅に加速していることがわかります。

また、年齢3区分別の構成（令和2年国勢調査）をみると、15歳未満の年少人口は3,280人（9.8%）、15歳から64歳までの生産年齢人口は17,125人（51.8%）、65歳以上の老年人口は10,996人（38.3%）となっており、平成17年と比較すると年少人口及び生産年齢人口は減少傾向にある一方、老年人口は増加傾向にあります。



(4) 災害の記録

本町の災害の記録を顧みると、地震と風水害に大別され、なかでも東日本大震災では、重傷者1人、軽傷者6人の人的被害を含む甚大な被害が発生しました。

○東日本大震災による本町の被害状況

(令和6年12月1日現在)

区 分	項 目	被害の状況
人的被害	死者・行方不明者	0人
	重軽傷者	7人(重傷者1人、軽傷者6人)
物的被害	全 壊	27棟
	大規模半壊	52棟
	半 壊	526棟
	一部損壊	3,370棟
避難所	開設数	9箇所
	開設日数	14日間(3月11日～3月24日)
	避難人数	3,598人
水道・電気	水 道	17日間(3月11日～3月27日)
	電 気	4日間(3月11日～3月15日)
避難勧告	がけ崩れ	4箇所、13戸
	津 波	涸沼周辺

[参照：茨城町地域防災計画、東日本大震災による物的被害調査(茨城県)]

○過去の風水害による本町の被害状況

事 象	被 害 状 況
昭和 61 年 8 月 4 日～6 日 (台風 10 号)	累加雨量 2 8 8 mm 時間最大雨量 5 4 mm 死亡者 1 名、負傷者 4 名、床上浸水 6 1 棟、床下浸水 1 4 0 棟、河川の決壊 6 箇所、河川の越水 2 5 箇所、がけ崩れ 1 0 箇所、道路通交止（陥没・冠水等） 3 2 箇所、橋の流失 3 箇所、田の冠水 1、4 5 0 ha、畑の冠水 5 0 ha
平成 3 年 9 月 17 日～19 日 (台風 18 号)	累加雨量 2 1 2 mm 時間最大雨量 2 3 mm 床上浸水 1 9 棟、床下浸水 1 1 9 棟、がけ崩れ 1 箇所、ほか道路冠水や涸沼川及び涸沼前川の堤防漏水多数
平成 23 年 9 月 21 日～22 日 (台風 15 号)	累加雨量 1 6 5 mm 時間最大雨量 4 7 mm 死者・行方不明者・負傷者 0 人、床下浸水 4 棟
令和元年 10 月 12 日～13 日 (台風 19 号)	累加雨量 1 3 1 mm 時間最大雨量 2 0 mm 床上浸水 2 1 棟、床下浸水 3 3 棟 ほか道路冠水や田畑の冠水、農業用施設の被害多数
令和元年 10 月 25 日～26 日	累加雨量 1 1 9 mm 時間最大雨量 4 6 . 5 mm 床上浸水 4 棟、床下浸水 1 9 棟 ほか道路冠水やがけ崩れ、農業作物及び施設の被害多数
令和 5 年 6 月 2 日～3 日 (台風 2 号)	累加雨量 2 0 7 . 5 mm 時間最大雨量 2 4 . 5 mm 一部損壊 1 棟、床上浸水 1 棟、床下浸水 9 棟、がけ崩れ 19 箇所、田の冠水 0 . 7 ha、畑の冠水 2 2 . 1 ha ほか道路冠水や水路破損及び土砂流入等の被害多数

(参照：雨量は水戸地方気象台過去のデータ)

(5) 災害想定

① 地震想定

ア 茨城県地震被害想定

県は、平成 30 年 12 月に茨城県地震被害想定の見直しを実施し、過去の地震被害や断層の分布状況を踏まえ、県内各地域の地震被害の分布状況を勘案して本県に大きな被害をもたらすおそれのある想定地震として、下表にある 7 つの地震を設定しました。これら 7 つの地震による町の想定最大震度も公表しており、下表の示す通りとなっています。

	地震名	地震規模	想定 of 観点	茨城町における想定最大震度
1	茨城県南部の地震	Mw7.3	首都直下のマグニチュード 7 クラスの茨城県南部地域に影響のある地震の被害	6 弱
2	茨城・埼玉県境の地震	Mw7.3		5 強
3	F 1 断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震断層の連動による地震	Mw7.1	県北部の活断層による地震の被害	5 弱
4	棚倉破碎帯東縁断層、同西縁断層の連動による地震	Mw7.0		5 強
5	太平洋プレート内の地震 (北部)	Mw7.5	プレート内で発生する地震の被害	6 強
6	太平洋プレート内の地震 (南部)	Mw7.5		6 弱
7	茨城県沖から房総半島沖にかけての地震	Mw8.4	津波による被害	6 弱

イ 首都直下地震

町を含む県内の 29 市 8 町 2 村は、首都直下地震対策特別措置法第 3 条に基づき、「首都直下地震緊急対策区域 (内閣総理大臣が、首都直下地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあり、緊急に地震防災対策を推進する必要がある区域)」に指定されています。

② 風水害想定

町は、那珂川及びその支川である涸沼川の一部や涸沼湖が大雨によって増水し、堤防を越えて氾濫した場合を想定して作成した浸水想定区域図（国土交通省常陸河川国道事務所、茨城県土木部河川課）をもとに、浸水が予想される範囲と浸水した場合に予想される水深を設定しています。

※浸水想定区域図の雨量条件（想定最大規模）

那珂川（国土交通省）	那珂川流域の48時間総雨量459mm
涸沼川、涸沼湖（茨城県）	流域全体に48時間総雨量764.1mm、ピーク時の1時間に92.3mmの降雨がある場合

③ 土砂災害想定

町域における土砂災害の発生が想定される箇所については、土砂災害（特別）警戒区域43箇所、急傾斜地崩壊危険区域44箇所が指定されています。

- 土砂災害警戒区域は、土砂災害が発生した場合に、町民の生命または身体に危険が生じるおそれのある区域。
- 土砂災害特別警戒区域は、土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、町民の生命または身体に著しい危害が生じるおそれのある区域。
- 急傾斜地崩壊危険区域は、傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜で、人家や公共施設に被害を及ぼすおそれのある箇所や、人家はないものの今後新規の住宅立地等が見込まれる区域。

2 本町における国土強靱化の基本目標

本町においては、平成23年3月の東日本大震災により甚大な被害を受けたほか、ここ数年において、令和元年東日本台風や令和5年梅雨前線及び台風2号による大雨など、気象の急変に伴う局地的な水害が発生しております。

また、茨城県地震被害想定調査（平成30年12月）の結果から、太平洋プレート内の地震（北部）が発生した場合、本町においても最大で震度6強の地震が想定されています。

このようなことから、防災全般の総合的指針である「町防災計画」の見直しを随時行い、総合的な防災・減災体制の強化を進めていくとともに、災害時に正確な情報を速やかに発信する必要があります。

また、高度経済成長期以降に集中的に整備したインフラは、今後、老朽化が急速に進むと見込まれており、長寿命化や計画的な更新により、機能を適切に維持していくことも求められています。

そこで、いかなる大規模自然災害が発生しても町民の生命、財産を守り、経済社会活動に致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を兼ね備えることで、生活の安全がしっかりと確保され、安心して暮らし続ける社会の形成を目指すこととします。

本町の強靱化を進めるにあたっては、国が基本計画に位置づけた国土強靱化の推進における4つの基本目標を踏まえて、次の4つを基本目標に位置づけ、「第6次総合計画」の分野目標の1つである「快適で安全・安心な生活環境のまち」の実現に向け、関連施策を推進します。

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 町政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV 迅速な復旧復興



「快適で安全・安心な生活環境のまち」の実現

3 事前に備えるべき目標

基本計画、県地域計画に位置づけられた国土強靱化の推進における「事前に備えるべき目標」を踏まえて、本計画の事前に備えるべき目標を下記のとおり設定し、強くしなやかな地域づくりを推進します。

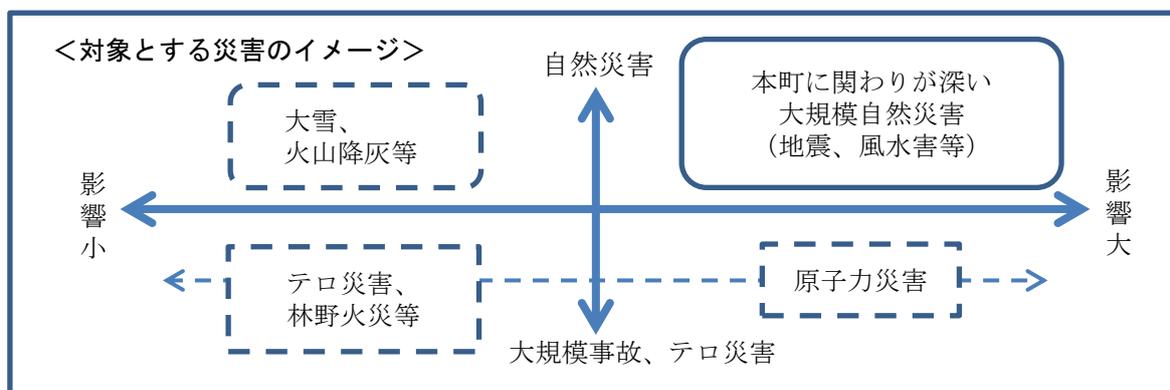
- 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救援、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- 3 必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 経済活動を機能不全に陥らせない
- 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

4 計画の対象とする災害

本町に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害の他に、原子力災害などの大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定され得るが、国の基本計画が首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を想定していることを踏まえ、県計画と同様に本計画においても、当面、大規模自然災害を対象とします。

また、大規模自然災害の範囲については、基本目標に掲げる「人命の保護が最大限図られること」及び「町政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること」という観点から、本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般（地震、台風・竜巻・豪雨などの風水害等）とします。ただし、比較的影響が少ないと想定される大雪災害、林野火災、火山による降灰等の自然災害は、周辺市町村、茨城県との連携の中で考慮します。

また、本町においては、自然災害に起因する原子力災害への対応も重要な課題であります。今後の国の基本計画の動向等を見ながら、取扱いについて検討していきます。



5 本町における国土強靱化を進める上で特に配慮すべき事項

本町の強靱化を図る上で、基本計画及び県計画に掲げる基本的な方針を踏まえつつ、特に以下の事項に留意し、対策を進めます。

(1) 社会構造の変化への対応等に係る事項

- 「自律・分散・協調」型の社会のシステムの形成につなげる視点を持つこと
人口や経済活動、社会機能などの東京への一極集中からの脱却を図るなど、国土全体の「自律・分散・協調」型の社会システムの確立に資するとともに、それぞれの地域や市町村の独自性を活かし、潜在力を引き出すことにより多様な地域社会を創り出す「自律・分散・協調」型の社会システムの形成につなげる視点を持ちます。
- 関係団体との連携体制の構築
本町の強靱化に向け、国、県、近隣市町村、大学、関連事業者、地域団体やボランティア等の民間団体が、それぞれの役割を常に相互の連携を意識して取り組む体制を構築します。
- インフラの老朽化への対応
高度成長期以降に集中的に整備したインフラは、今後、老朽化が急速に進むと見込まれており、長寿命化や計画的な更新により機能を適切に維持していきます。
- 人のつながりやコミュニティ機能の向上
平時からの人のつながりが強靱な社会をつくることを念頭におき、人と人、人と地域、また地域と地域のつながりの再構築や、地域や目的等を同じくする様々なコミュニティの機能の向上を図ります。

(2) 効果的な施策の推進に係る事項

① 多層的な取組

- 複合的・長期的な視点による施策の推進

施策の推進に当たっては、防災・減災等の視点に加え、経済成長や自然環境の保全、各種リスクを見据えた長期的な効率性・合理性の確保など、複合的・長期的視点を持って取り組みます。

- 平時からの有効活用

非常時の防災・減災等の効果を発揮するのみならず、その施設や取組が平時に持つ意味を考慮して、日頃から有効に活用される対策となるよう工夫します。

- ハード対策とソフト対策の組み合わせによる総合的な取組
想定される被害や地域の実状等に応じて、ハード対策とソフト対策を効果的に組み合わせることにより、総合的な取組を進めます。

② 各主体の連携

- 広域連携体制の構築
広域的な災害に対応するため、近接市町村や全国規模での相互応援体制の整備を進め、災害時の支援物資の確保や緊急消防援助隊等の受入体制の整備に努めます。

○ 民間投資の活用

民間事業者への情報の徹底した提供・共有や連携（広報・普及啓発、協議会の設置等）により、民間事業者の自主的な設備投資等を促すとともに、PPP/PFIを活用したインフラ整備や老朽化対策を進めるほか、民間の投資を一層誘発する仕組みを具体化します。

③ 人づくり

- 防災人材の育成と確保
地域の防災力を強化するため、災害から得られた教訓などを基に、災害発生時に自らの判断で的確な行動をすることができる知識、知恵及び技術を持った人材や、次世代の地域防災の担い手となる人材の育成と確保を図ります。

④ 重点化及び進捗管理

施策の重点化や進捗管理（PDCAサイクル）を通じて、本計画に基づく施策の推進及び見直しを行うとともに、本町の強靱化に関わる各主体間で中長期的な方針を共有し、短期から長期の時間管理概念を持った計画的な取組を推進します。

第3章 リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)と施策分野の設定

1 「リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)」の設定

国の基本計画においては、6つの「事前に備えるべき目標」と、その目標の妨げとなるものとして、35の「リスクシナリオ」を設定し、県計画においては、8つの「事前に備えるべき目標」と、40の「リスクシナリオ」を設定しました。

本町においては、これを参考に、25のリスクシナリオを次のとおり設定しました。

<本町が設定した6つの「事前に備えるべき目標」と25の「リスクシナリオ」>

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)	
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊、地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		1-2	突発的または広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-3	大規模な土砂災害(深層崩壊、土砂・洪水氾濫など)等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
		2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-5	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-6	大規模な自然災害と感染症との同時発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断・一極集中等による町内企業の生産力・経営執行力低下による競争力の低下
		4-2	食料等の安定供給の停滞に伴う、経済活動への甚大な影響
		4-3	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
		4-4	農地・森林や生態系等の被害による町土の荒廃・多面的機能の低下

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2	電力供給ネットワークや都市ガス供給・石油・LP ガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能停止
		5-3	上水道施設の長期間にわたる機能停止
		5-4	下水道施設の長期間にわたる機能停止
		5-5	地域交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
		6-2	災害対応・復興を支える人材等（地域に精通した技術者等）の不足により復興できなくなる事態
		6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		6-4	仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		6-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による町内経済等への甚大な影響

2 施策分野の設定（個別施策分野・横断的分野）

基本計画、県計画との整合性を図りつつ、7つの個別施策分野と4つの横断的分野を設定しました。

施策分野			
個別 施策 分野	1	行政機能・消防・防災教育等	①行政機能 ②消防 ③防災教育等
	2	住宅・都市・住環境	①住宅・都市 ②住環境
	3	医療・福祉	①医療 ②福祉
	4	産業・エネルギー	①産業 ②エネルギー
	5	情報通信・交通・物流	①情報通信 ②交通・物流
	6	農林水産	○農林水産
	7	国土保全	○国土保全
横断的 分野	A	リスクコミュニケーション	
	B	老朽化対策	
	C	人材育成・官民連携・研究開発	
	D	デジタル活用	

第4章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

本町における大規模自然災害等に対する脆弱性評価は、大規模自然災害による甚大な被害を回避するために、現在の施策で足りるのかどうか、どこに脆弱性があるのかを明らかにするために実施するものです。

施策の現状分析・評価を行うことにより、本町における国土強靱化に必要な施策を効率的、効果的に実施することにつながることから、国土強靱化を推進する上で必要不可欠なプロセスです。

2 脆弱性評価の実施

25 のリスクシナリオごとに、それを回避するための現行の施策を抽出し、施策ごとの達成度や進捗度などを踏まえて、現行の取組で対応が十分かどうか、脆弱性の分析・評価を実施しました。

3 脆弱性評価の結果

(1) ハード対策とソフト対策の適切な組合せによる施策の推進

防災・減災対策など、強靱化に資する取組については、既に実施されているものもありますが、進捗状況等の観点から、未だ不十分な状況にあります。

本計画に掲げる基本目標を達成し、強靱な地域づくりの実現のために、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、施策を推進する必要があります。

(2) 関係機関等との連携

強靱化に資する取組において、個々の施策の実施主体は、町だけでなく、国や県、民間事業者・団体など多岐にわたることから、各実施主体との情報共有や各主体間の連携を強化する必要があります。

(3) リスクシナリオ別の脆弱性評価の結果

リスクシナリオを回避するために必要な施策群として、リスクシナリオ別に「脆弱性の評価（課題）」を整理しました。

事前に備えるべき目標 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

<p>リスクシナリオ</p>	<p>1-1</p>	<p>大規模地震に伴う住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊、地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生</p>
<p>① 町の防災拠点機能の確保 災害時に応急活動拠点となる施設について、防災拠点自体が被災し、災害応急活動が困難となる状況を回避するため、災害時においてもその機能を維持することができるよう、適切な維持管理を実施する必要があります。</p> <p>② 消防体制の整備 ア 災害時に円滑な消防活動・救命活動を実施するために、消防職員の育成に引き続き取り組んでいくとともに、車両・資機材・消防水利施設等の整備・更新等を計画的に実施する必要があります。 イ 大規模災害時に、町消防本部のみで対応が不可能な場合に備えるため、「茨城町消防本部受援計画」に基づき受援体制を整備する必要があります。</p> <p>③ 消防等の防災拠点機能の確保 災害時に救助・救急活動拠点となる消防施設等について、救助・救急活動拠点が被災し、救助・救急活動が困難となる状況を回避するため、災害時においてもその機能を維持することができるよう、適切な維持管理を実施する必要があります。</p> <p>④ 地域消防力の強化 災害時において、火災の大規模化や応急手当の遅滞等を回避するために、町消防本部のみならず、消防団・自主防災組織等を中心として初期対応を行えるよう、地域の消防体制を整備する必要があります。</p> <p>⑤ 地域防災力の強化 災害時の被害を抑制するためには、地域の安全・安心は地域で守るという考えが重要であり、コミュニティ組織の充実や地域コミュニティの防災体制の強化を図る必要があります。</p> <p>⑥ 自助・共助・公助の適切な組合せの教育・訓練・啓発等の実施 ア 国土強靱化を進める上で、すべての関係者が自助、共助、公助の考え方を十分に理解し、自発的に行動するよう、国土強靱化に関する教育、訓練、啓発等減災のための社会をつくる運動の展開が図れるよう防災教育活動を推進する必要があります。 イ 災害時に町職員が迅速かつ的確に対応できるよう、防災教育の徹底を図る必要があります。 ウ 町民が自らの身の安全を適切に確保し、地域の防災活動に積極的に参加できるよう、危険箇所や避難行動の把握等、防災意識の高揚を図る必要があります。</p> <p>⑦ 住宅・建築物等の耐震化・長寿命化 地震の被害を抑制するため、公共施設や旧耐震基準で建てられた既存住宅・建築物やブロック塀等の耐震診断、耐震改修及び長寿命化対策を促進する必要があります。</p>		

⑧ 空き家対策の実施

適切に維持管理されていない空き家について、沿道の建物倒壊による被害や交通麻痺等を回避するために、その解消に向けた取組を推進する必要があります。

⑨ 市街地整備

災害に強いまちづくりの計画的な推進の観点から、防災まちづくりの方針を検討し、道路・公園等の根幹的な公共施設や土地区画整理事業、市街地再開発事業等の都市計画決定、地区レベルの防災性の強化を図るための地区計画制度の活用等を総合的に推進する必要があります。

⑩ 防火対策の実施

火災の延焼拡大の防止を図るため、火災が発生しても延焼が拡大しない、災害に強い都市構造の形成を図る必要があります。

⑪ 外国人の安全確保

災害時に外国人が自身の身の安全を確保できるように、防災意識の高揚や外国語での災害情報の提供等に努める必要がある。

⑫ 医療救護体制等の整備

傷病者に適切な医療を提供するために、関係機関と連携し、医療救護所の設置や医療従事者や医薬品等の要請等を迅速に実施できる体制を整備する必要があります。

⑬ 災害拠点病院等の機能強化

民間の社会福祉施設や高齢者福祉施設及び民間保育施設等について、災害時に医療拠点や防災拠点としての機能を維持するために、施設の耐震化や非常用発電設備の設置等を促進する必要があります。

⑭ 避難行動要支援者対策の実施

災害時に自力での避難が困難な方の安全を確保するために、支援体制を整備する必要があります。

⑮ 災害情報の収集・伝達体制の確保

ア 災害時に防災関係機関相互の迅速かつ的確な情報の収集・伝達を可能とするため、情報通信設備等の適切な維持管理・更新を行うとともに、効果的な体制を確立する必要があります。

イ 町民が正確な災害情報を迅速に把握できるように、多様な媒体による情報伝達手段を確保する必要があります。

⑯ 道路等の防災・減災対策の実施

災害時の道路や橋梁等の損壊による陸路の途絶に備えて、道路施設に対して、あらかじめ減災対策を施しておく必要があります。

⑰ 緊急輸送体制の整備

災害時における避難者輸送及び応急対策に使用する資機材等の運搬について、迅速かつ的確に実施できる体制の整備を図る必要があります。

リスクシナリオ	1-2	突発的または広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
<p>① 広域連携体制の整備 災害時の協力体制について、本町単独で十分な応急対策・復旧対策ができない場合に備えるため、災害協定の締結により、他自治体・防災関係機関・事業者との連携を図る必要があります。</p> <p>② 消防体制の整備（再掲：1-1-②）</p> <p>③ 消防等の防災拠点機能の確保（再掲：1-1-③）</p> <p>④ 地域消防力の強化（再掲：1-1-④）</p> <p>⑤ 地域防災力の強化（再掲：1-1-⑤）</p> <p>⑥ 自助・共助・公助の適切な組合せの教育・訓練・啓発等の実施（再掲：1-1-⑥）</p> <p>⑦ 下水道施設等の整備 災害時に下水道等の機能を維持するために、施設の修繕・耐震化・長寿命化等の維持管理や非常用発電設備の設置、比較的災害に強いとされている合併処理浄化槽への転換及び更新を推進する必要があります。</p> <p>⑧ 外国人の安全確保（再掲：1-1-⑪）</p> <p>⑨ 避難行動要支援者対策の実施（再掲：1-1-⑭）</p> <p>⑩ 災害情報の収集・伝達体制の確保（再掲：1-1-⑮）</p> <p>⑪ 治水対策の実施 町内の河川について、市街地や周辺地域における浸水被害の軽減を図るべく、計画的な河川改修や施設の整備を推進する必要があります。</p>		
リスクシナリオ	1-3	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫など）等による多数の死傷者の発生
<p>① 地域消防力の強化（再掲：1-1-④）</p> <p>② 地域防災力の強化（再掲：1-1-⑤）</p> <p>③ 自助・共助・公助の適切な組合せの教育・訓練・啓発等の実施（再掲：1-1-⑥）</p> <p>④ 市街地整備（再掲：1-1-⑨）</p> <p>⑤ 外国人の安全確保（再掲：1-1-⑪）</p>		

⑥ 災害情報の収集・伝達体制の確保（再掲：1-1-⑮）

⑦ 森林の保全

森林が持つ多面的機能を維持するため、山地や山林等を荒廃させないように、平時から適切な保全を促進する必要があります。

⑧ 土砂災害対策の実施

土砂災害を防止するため、災害により崩壊する危険性のある急傾斜地の崩壊防止など治山対策を推進する必要があります。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

リスクシナリオ	2-1	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
<p>① 消防体制の整備（再掲：1-1-②）</p> <p>② 消防等の防災拠点機能の確保（再掲：1-1-③）</p> <p>③ 地域消防力の強化（再掲：1-1-④）</p> <p>④ 地域防災力の強化（再掲：1-1-⑤）</p> <p>⑤ 防犯体制の強化 災害時において、町民が犯罪被害に遭わない安全・安心な地域コミュニティを確保するため、平時から災害時の防犯体制を整備する必要があります。</p> <p>⑥ 医療救護体制等の整備（再掲：1-1-⑫）</p>		
リスクシナリオ	2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
<p>① 医療救護体制等の整備（再掲：1-1-⑫）</p> <p>② 災害拠点病院等の機能強化（再掲：1-1-⑬）</p> <p>③ 大規模災害発生時の緊急給油対策の実施 災害時において、防災拠点施設や応急対策等に使用する燃料を継続して確保するため、燃料の供給状況や給油所の被災状況を確認し、応急対策車両の優先・専用給油所の開設等の対策を迅速・的確に実施する必要があります。</p> <p>④ 緊急輸送体制の整備（再掲：1-1-⑰）</p>		

リスクシナリオ	2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
<p>① 避難所等の機能確保</p> <p>ア 災害時に避難所となる学校施設等について、防災拠点自体が被災し、町民が避難できない状況を回避するため、災害時においてもその機能を維持することができるよう、適切な維持管理を実施する必要があります。</p> <p>イ 避難者の安全を確保するとともに、避難者の多様なニーズに可能な限り対応できるよう、避難所における生活環境を整備する必要があります。</p> <p>② 物資・資機材等の備蓄・調達体制の整備</p> <p>ア 町の物資・資機材等について、被災した町民に対して良好な生活環境を提供するために、想定されるり災人口の概ね3日分（茨城県地震被害想定を踏まえ、当日を含む3日間の物資需要量）を目標として、備蓄に努める必要があります。また、町の備蓄のみでは物資・資機材等が不足する場合に備えて、外部からの調達を行えるように努める必要があります。</p> <p>イ 町民・地域・事業所等についても、概ね3日分の物資・資機材等を備蓄するよう、周知に努める必要があります。</p> <p>③ 上水道施設等の整備</p> <p>ア 災害時に上水道等の機能を維持するために、施設の修繕・耐震化・長寿命化等の維持管理や自家発電設備の設置等を行う必要があります。</p> <p>イ 災害時に断水が発生する場合に備えて、飲料水・生活用水を確保できるよう、他自治体等からの調達体制や地域の井戸の活用等を図る必要があります。</p> <p>④ 下水道施設等の整備（再掲：1-2-⑦）</p> <p>⑤ 医療救護体制等の整備（再掲：1-1-⑫）</p> <p>⑥ 感染症対策の実施</p> <p>避難所・被災地区での感染症発生予防・まん延予防のため、県等の関係機関と一体となって感染症予防体制の整備及び予防接種の勧奨を図る必要があります。</p>		
リスクシナリオ	2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
<p>① 広域連携体制の整備（再掲：1-2-①）</p> <p>② 物資・資機材等の備蓄・調達体制の整備（再掲：2-3-②）</p> <p>③ 上水道施設等の整備（再掲：2-3-③）</p> <p>④ 下水道施設等の整備（再掲：1-2-⑦）</p> <p>⑤ ライフラインの災害対応力強化・早期復旧</p> <p>災害時に電気・ガス・石油・上下水道・通信等のライフラインの供給を維持するために、施設や事業者との連携体制を整備する必要があります。</p>		

<p>⑥ エネルギーの供給源の安定化 停電やそれに伴う通信途絶等を想定し、防災機能の強化に努め、エネルギー供給源の安定化を図る必要があります。</p> <p>⑦ 大規模災害発生時の緊急給油対策の実施（再掲：2-2-③）</p> <p>⑧ 道路等の防災・減災対策の実施（再掲：1-1-⑯）</p> <p>⑨ 緊急輸送体制の整備（再掲：1-1-⑰）</p>		
リスクシナリオ	2-5	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
<p>① 地域消防力の強化（再掲：1-1-④）</p> <p>② 地域防災力の強化（再掲：1-1-⑤）</p> <p>③ 緊急輸送体制の整備（再掲：1-1-⑰）</p> <p>④ 物資・資機材等の備蓄・調達体制の整備（再掲：2-3-②）</p> <p>⑤ 孤立可能性地区における対策の推進 災害時に、地震・洪水・土砂災害等により孤立する可能性がある地区について、道路網や情報通信手段を整備することで、地区の孤立を回避する必要があります。</p>		
リスクシナリオ	2-6	大規模な自然災害と感染症との同時発生
<p>① 下水道施設等の整備（再掲：1-2-⑦）</p> <p>② 医療救護体制等の整備（再掲：1-1-⑫）</p> <p>③ 感染症対策の実施（再掲：2-3-⑥）</p>		

事前に備えるべき目標3 必要不可欠な行政機能は確保する

リスクシナリオ	3-1	町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
<p>① 町の防災拠点機能の確保（再掲：1-1-①）</p> <p>② 避難所等の機能確保（再掲：2-3-①）</p> <p>③ 業務継続体制の整備 災害時における町の業務について、町の業務継続が困難となり、災害対応・復興等が著しく遅延する状況を回避するため、平時から災害時における業務継続体制を整備しておく必要があります。</p>		

④ 広域連携体制の整備（再掲：1-2-①）

⑤ 災害対応支援システムの活用等

ア 職員の災害対応を支援するシステムについて、災害時において効果的に活用できるよう、適切な維持管理や担当職員のシステムに対する熟達度向上に努める必要があります。

イ 新たな防災・災害対応支援システムや設備について、導入を検討していく必要があります。

⑥ 自助・共助・公助の適切な組合せの教育・訓練・啓発等の実施（再掲：1-1-⑥）

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせない

リスクシナリオ	4-1	サプライチェーンの寸断・一極集中等による町内企業の生産力・経営執行力低下による競争力の低下
<p>① 町内事業者の業務継続支援</p> <p>ア 町内事業者は、災害時に重要業務を継続するために事業継続計画書（BCP）の策定、運用に努めるとともに、防災体制の整備に努める必要があります。</p> <p>イ 災害時においても町内事業者が安定した経営ができるように、商工会と一体となって継続的な支援に努める必要があります。</p>		
リスクシナリオ	4-2	食料等の安定供給の停滞に伴う、経済活動への甚大な影響
<p>① 緊急輸送体制の整備（再掲：1-1-⑰）</p> <p>② 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化 災害発生時の被害を最小化するため、農業用施設・漁港施設等の耐震化及び老朽化対策に向けた取組を推進する必要があります。</p>		
リスクシナリオ	4-3	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
<p>① 上水道施設等の整備（再掲：2-3-③）</p> <p>② 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化（再掲：4-2-②）</p>		
リスクシナリオ	4-4	農地・森林や生態系等の被害による町土の荒廃・多面的機能の低下
<p>① 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化（再掲：4-2-②）</p> <p>② 森林の保全（再掲：1-3-⑦）</p>		

事前に備えるべき目標 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

リスクシナリオ	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
<p>① 避難行動要支援者対策の実施（再掲：1-1-⑭）</p> <p>② 災害情報の収集・伝達体制の確保（再掲：1-1-⑮）</p>		
リスクシナリオ	5-2	電力供給ネットワークや都市ガス供給・石油・LP ガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能停止
<p>① ライフラインの災害対応力強化・早期復旧（再掲：2-4-⑤）</p>		
リスクシナリオ	5-3	上水道施設の長期間にわたる機能停止
<p>① 上水道施設等の整備（再掲：2-3-③）</p>		
リスクシナリオ	5-4	下水道施設の長期間にわたる機能停止
<p>① 下水道施設等の整備（再掲：1-2-⑦）</p>		
リスクシナリオ	5-5	地域交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
<p>① 災害復旧を担う人材の育成・確保 災害復旧を担う人材の育成・確保について、災害により被害を受けた施設等の迅速な復旧が困難となる状況を回避するため、必要な人員を迅速に把握し、確保することのできる体制を整備する必要があります。</p> <p>② 緊急輸送体制の整備（再掲：1-1-⑰）</p> <p>③ 道路ネットワークの構築 災害発生後であっても、損壊により復旧・復興が大幅に遅れることなく、早期復旧を図れるよう、道路網の整備をする必要があります。</p> <p>④ 交通事故等の回避対策の実施 災害時の避難行動等の被災者の移動について、十分な安全が図られる必要があります。</p>		

事前に備えるべき目標 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

リスクシナリオ	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
<p>① 復興体制の整備 迅速な復興を可能とするため、復興体制の整備など、あらかじめその方策を講じておく必要があります。</p> <p>② 地域防災力の強化（再掲：1-1-⑤）</p>		
リスクシナリオ	6-2	災害対応・復興を支える人材等（地域に精通した技術者等）の不足により復興できなくなる事態
<p>① 広域連携体制の整備（再掲：1-2-①）</p> <p>② 災害復旧を担う人材の育成・確保（再掲：5-5-①）</p>		
リスクシナリオ	6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
<p>① 災害復旧を担う人材の育成・確保（再掲：5-5-①）</p> <p>② 災害廃棄物対策の実施 災害廃棄物を迅速に処理し、町民の生活環境の確保及び早急な復旧・復興を図るため、「茨城町災害廃棄物処理計画」に基づき、予防的施策を推進する必要があります。</p>		
リスクシナリオ	6-4	仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
<p>① 広域連携体制の整備（再掲：1-2-①）</p> <p>② 復興体制の整備（再掲：6-1-①）</p> <p>③ 災害復旧を担う人材の育成・確保（再掲：5-5-①）</p> <p>④ 災害廃棄物対策の実施（再掲：6-3-②）</p> <p>⑤ 町内事業者の業務継続支援（再掲：4-1-①）</p>		

リスクシナリオ	6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
<p>① 地域防災力の強化（再掲：1-1-⑤）</p> <p>② 文化財等の防災対策の実施 地震や水害等により、文化財や環境的資産に被害が及ばないようにするために、平時から適切な保管を促進する必要があります。また、被災等により消失・損壊してしまった場合でも、後世に継承していくための取組を検討する必要があります。</p>		
リスクシナリオ	6-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による町内経済等への甚大な影響
<p>① 町内事業者の業務継続支援（再掲：4-1-①）</p> <p>② 風評被害に対する適切な情報発信 災害時の風評被害を防止するため、正確な被害情報の収集や効果的な情報発信、関係機関との連携について検討する必要があります。</p>		

第5章 リスクへの対応方策

1 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）別の対応方策

脆弱性評価の結果に基づき、25のリスクシナリオ別に対応方策を設定します。

事前に備えるべき目標 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

リスクシナリオ	1-1	大規模地震に伴う住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊、地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
<p>① 町の防災拠点機能の確保</p> <p>ア 災害対策本部となる役場庁舎等の防災拠点となる施設について、「茨城町耐震改修促進計画」に基づいた耐震化や点検結果に基づいた維持補修等を実施し、災害応急活動の中核拠点としての機能維持に努めます。</p> <p>イ 災害対策本部となる役場庁舎等の防災拠点となる施設について、個別施設（長寿命化等）計画を策定し、点検・診断や修繕・更新等のメンテナンスサイクルを構築するとともに、メンテナンスサイクルが円滑に回るよう所要の取組を実施します。</p> <p>ウ 災害対策本部となる役場庁舎等の防災拠点となる施設について、通信途絶や停電等を想定し、再生可能エネルギーを活用した自立分散型エネルギー設備・非常用発電設備・バッテリー等の整備により、防災機能の整備強化を図ります。また、非常用電源設備・受変電設備等について、浸水対策を施します。</p> <p>エ 町が整備を進める地域交流の拠点となる施設について、国の支援制度（都市再生整備計画事業）等を活用し、災害発生時に避難所や様々な復旧支援等の活動拠点としての機能を考慮して整備を進めます。</p> <p>② 消防体制の整備</p> <p>ア 消防力の強化に向け、消防署の各小隊を再編し職員数の増加を図ります。また、消防職員等・消防団員を消防学校等や各講習会へ派遣し、知識や技術の向上に努めます。</p> <p>イ 震災時の活用が期待される水槽車や可搬式ポンプ等の消防車両・資機材の充実を図るとともに、更新基準計画等に基づいた計画的な更新や適切な維持管理に努めます。</p> <p>ウ 消防水利施設について、防火水槽の設置及び耐震化を促進するほか、河川・ため池の利用、プールの利用など水利の多様化を図るとともに、消火栓使用不能時の緊急時に備え、町内の水利状況の把握に努めます。</p> <p>エ 大規模震災時に相互に応援活動を行うため、広域消防応援協定を締結するとともに、合同訓練や応援時の対応計画の整備等により、連携体制の強化を図ります。</p> <p>オ 県と協議の上、緊急消防援助隊を編成し、国内で発生する大規模災害時の派遣に備えます。</p> <p>③ 消防等の防災拠点機能の確保</p> <p>消防施設の修繕等の維持管理や耐震化等の改修を計画的に行い、災害時における災害対応力の維持を図ります。</p> <p>④ 地域消防力の強化</p> <p>ア 地域消防力の担い手として消防団員の確保や施設・装備の計画的更新を図り、消防団の充実・強化を促進します。</p>		

- イ 災害時に、地域で初期消火・救出・応急手当が適切に行えるよう、消防団・自主防災組織について、組織結成の促進及び活動維持を図ります。
- ウ 暖房器具・家庭用電気製品等の適切な使用方法や火災報知器・感震ブレーカーの設置・更新等、災害時の火災発生を抑制するための周知啓発に努めます。
- エ 事業所等への防火指導・消防訓練への参加を積極的に促進し、火災の予防に努めます。
- オ 町民に対して、応急手当の重要性を啓発し、応急手当講習会の受講を促進します。

⑤ 地域防災力の強化

- ア 町補助金制度を活用し自主防災組織の結成や育成を進めるとともに、消防団とこれらの組織との連携を通じて地域コミュニティの災害対応・復興体制の強化充実に取り組みます。また、防災研修の参加などによる防災リーダーや防災士の育成、多様な世代が参加できる環境の整備などに取り組み、これら組織の日常化、訓練の継続的な実施を促進します。
- イ 災害時において地域の一時避難場所やコミュニティ組織の活動拠点となる地区公民館や集落センター等の施設について、整備充実・機能強化を支援します。
- ウ 「茨城町ふるさと元気づくり推進事業」の内容充実と活用促進を図り、行政区の活性化や地域の課題解決を目的とした活動に対する支援を行います。

⑥ 自助・共助・公助の適切な組合せの教育・訓練・啓発等の実施

- ア 国土強靱化を進める上で、すべての関係者が自助，共助，公助の考え方を十分に理解し，自発的に行動するよう，国土強靱化に関する教育，訓練，啓発等減災のための社会をつくる運動の展開が図れるよう防災教育活動を推進する必要があります。
- イ 洪水・土砂災害・内水ハザードマップやマイタイムライン等の普及・啓発等により、危険箇所の周知や防災意識の高揚を図ります。また、ハザードマップの掲載内容について、災害状況や社会情勢等に応じた更新を行っていきます。
- ウ 地域・県・関係機関等と連携し、防災訓練や防災講話等の周知啓発イベントを実施することで、地域住民の災害への備えや避難行動等、防災意識の啓発を図ります。
- エ 防災訓練や研修等を通じて職員に対する防災教育を実施していくほか、災害や社会情勢等に応じて「茨城町地域防災計画」「避難所運営マニュアル」等の随時見直しを行うとともに、職員に内容の周知徹底を図ることで、町の災害対応力の向上に努めます。
- オ 公立学校において、地震や火災など様々な災害を想定した避難訓練等や地域・外部機関と連携した児童生徒の保護者への引き渡し訓練、防災に関する講話等により、防災教育の推進を図ります。
- カ 町民や自主防災組織・行政区、事業者等の防災訓練や各種研修会への参加を促進します。

⑦ 住宅・建築物等の耐震化・長寿命化

- ア 「茨城町耐震改修促進計画」に基づき、住宅、多数の者が利用する建築物、公共施設の耐震化を推進します。また、建築物の耐震化に関する意識啓発等の広報活動及び所有者等への指導等を実施し、耐震化を促進します。
- イ 高度成長期等に建設された公共施設等が老朽化し、これから一斉に更新時期を迎えることから、町民に対する安全・安心な行政サービス（施設の利用等）を将来にわたり持続していくために、財政負担の軽減・平準化を図りつつ、更新・統廃合・長寿命化を計画的に実施します。

- ウ 「茨城町公共施設等総合管理計画」に基づき、全体的かつ長期的な視点から、公共施設等の効率的な維持管理や建て替え、再配置等を計画的に進めます。
- エ 住宅・建築物の耐震化について、民間建築物所有者に対する効果的な普及啓発を行うとともに、国の支援制度（住宅・建築物安全ストック形成事業、公営住宅等ストック総合改善事業）等を活用し、県と連携しながら、耐震診断及び耐震化の促進を図ります。
- オ 旧耐震基準で建てられた木造住宅等について、耐震診断費及び耐震工事費の補助を行うことで、耐震化の促進を図ります。
- カ ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について啓発するとともに、通学路、避難路及び避難場所等を重点としたブロック塀の倒壊危険個所を把握し、所有者に対して点検指導と危険なブロック塀の造り替えや生垣等への転換を促進します。
- キ 災害の発生により居住する住居が使用できなくなった場合に、町が管理する町営住宅の一時使用を認め生活再建に向けた支援を実施します。また、町営住宅住棟については、防災安全性に優れた機能向上の改修を実施し、安全で安心な生活環境を整えるために、「茨城町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、国の支援制度（公営住宅等ストック総合改善事業）等を活用しながら町営住宅の改修を推進します。
- ク 茨城町地震防災マップ（ゆれやすさマップ）や茨城町大規模盛土造成地マップを公表し、町民に対して、居住地や地域の揺れやすさを周知することで、建築物所有者に建物の耐震化を促進し、防災への意識啓発を目指します。

⑧ 空き家対策の実施

- ア 「茨城町空家バンク制度」及び「茨城町空家活用支援制度」の利用を促進し、転入者の増加につなげていくため、ホームページをはじめとする様々な媒体を活用し、積極的な情報発信に努めます。
- イ 災害に強いまちづくりを進めるため、所有者等に対して、適切な維持管理の意識啓発や情報提供、建築基準法や空き家等対策の推進に関する特別措置法等に基づいた助言・指導等を行い、国の支援制度（空き家対策総合支援事業）等を活用し、管理不十分な老朽危険空き家等の解消を図るとともに、利活用可能な空き家等の活用を促進します。

⑨ 市街地整備

- ア 役場周辺地区について、行政施設や商業・業務施設が集積している特徴を生かし、地域の活性化や賑わいの創出に向けた拠点機能の強化や公共施設等の防災機能の強化に努めます。
- イ 都市公園等については、災害発生時の近隣住民の避難場所となるよう、国の支援制度（都市公園・緑地等事業）等を活用し、防災機能を有する公園として計画的な整備を推進するとともに、長寿命化計画を策定し、点検・診断や修繕・更新等のメンテナンスサイクルの円滑な実施に努めます。
- ウ 都市の災害危険度の把握を的確に行い、これらの災害を周知するとともに、災害に弱い地区の土地利用について、安全性の確保の観点から総合的な検討を行い、土地利用の適正化を誘導していきます。
- エ 液状化による被害を軽減するため、埋め立て地や旧河道敷等の液状化の恐れのある箇所等の地盤データの収集とデータベース化の充実により、危険箇所の把握・整備に努めるとともに、有効な地盤改良等による液状化防止対策に努めます。
- オ 地域コミュニティの維持・保全のため、既存集落においては、区域指定制度や地区計画制度を活用しながら、住宅や一定の小規模店舗などの立地を促します。

⑩ 防火対策の実施

- ア 建築物や公共施設の耐震・不燃化・避難路・避難地・緑地等の連携的な配置による延焼阻止遮断帯の確保等、災害に強い都市構造の形成を図ります。
- イ 災害時の円滑な消防・防災活動とともに、避難経路の確保を図るため、「建築基準法に基づく後退敷地に関する道路整備」に関する市街地及び地域集落の狭あい道路や排水路等の施設整備を推進します。

⑪ 外国人の安全確保

- ア 平常時から外国人が防災への関心と行動認識を持てるよう、「やさしい日本語」や外国語による防災パンフレット等による防災知識の普及啓発に努め、外国人を含めた防災訓練を実施します。
- イ 避難場所や避難経路等の案内看板について、外国語の併記を含め、表示とデザインの統一を図るなど、外国人にもわかりやすいものを設置するように努めます。
- ウ 災害時に、日本語のわからない外国人にも災害情報の提供ができるように、国際交流団体や語学ボランティア等と連携して、通訳等の支援体制を整備するよう努めます。また、平時から、日本語のわからない外国人に対する日本語習得の支援を行います。

⑫ 医療救護体制等の整備

必要に応じて医療救護班を編成し出動するとともに、災害の種類及び程度により県医師会に医療従事者・医薬品を要請し、災害の程度に即応した医療救護活動を行います。また、災害の程度により、県及びその他関係機関に迅速に協力を要請します。

⑬ 災害拠点病院等の機能強化

- ア 耐震化が未了の施設については、すべての施設で国の支援制度等を活用できるよう国・県に働きかけを行い、耐震診断及び耐震化の促進を図ります。
- イ 災害時における電力供給の途絶に備え、国の支援制度等を活用し県と連携しながら、非常用自家発電設備及び給水設備の設置を推進します。

⑭ 避難行動要支援者対策の実施

- ア 町及び社会福祉施設の管理者は、災害から避難行動要支援者を守るため、安全対策の一層の充実を図り、平時から地域において避難行動要支援者を支援する体制を整備するよう努めます。
- イ 避難行動要支援者の安全を確保するため、支援者名簿の作成や名簿を活用した情報伝達・避難誘導を促す個別避難計画の策定に努めます。
- ウ 高齢者施設等には、自力で避難することが困難な方が多く入所しており、利用者等の安全・安心を確保するため、国の補助金等を活用した耐震化改修、水害対策に伴う改修等や施設の老朽化に伴う大規模改修を促進します。
- エ 路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いすにも支障のない出入口のある避難所の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置など避難行動要支援者に配慮した防災基盤整備を促進します。
- オ 災害時に、聴覚障がい者とのコミュニケーションに必要な手話通訳者や要約筆記者の派遣等の確保について、県と連携して実施します。
- カ 災害時においても、高齢者の生活の安全・安心の確保が図られるよう、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、各種福祉団体、福祉ボランティア団体、NPO法人、「いばらき見守りネット」協力事業所等との連携を強化し、一体的な地域福祉活動を促進します。

⑮ 災害情報の収集・伝達体制の確保

- ア 災害時において、国・県・他市町村・その他防災関係機関等と迅速かつ円滑な情報伝達を行えるよう、平時からの情報伝達体制の構築に努めます。
- イ 災害時における関係機関や職員相互での情報伝達について、保有する情報通信設備（Jアラート・防災情報ネットワーク・衛星電話・IP無線機・テレメーター等）の機能を確保するため、保守や更新の実施と的確な操作の徹底に努めるとともに、通信回線のバックアップ強化、通信設備の耐震化及び更新を図ります。
- ウ 町民への災害時の情報伝達を一層有効的なものとするため、防災行政無線・広報車・緊急速報メール・登録制メール配信サービス・町ホームページ・SNS（LINE・X）・防災アプリ（Yahoo!防災速報など）・広報誌・チラシ・戸別訪問など、多様な媒体による伝達体制の強化を図ります。また、上記媒体の活用に必要な施設・機器等について、平時から適切な維持管理・更新に努め、災害時の情報伝達機能を維持します。また、停電に備え、非常用電源の整備に努めます。
- エ 災害時にインターネットの通信状態を確保するため、災害対応拠点等への公衆無線LANの適切な維持管理に努めます。

⑯ 道路等の防災・減災対策の実施

- ア 道路施設について、修繕等の維持管理や耐震性の向上等の改修を計画的に実施します。
- イ 県において指定されている緊急輸送道路（桜の郷地内の第三次）等について、災害時の救助・救援活動への機能確保を図るため、計画的に無電柱化整備を推進します。

⑰ 緊急輸送体制の整備

- ア 緊急道路の指定・整備を図ります。
- イ 災害時において、道路橋梁が被害を受けて、その早期回復が困難で交通輸送に支障をきたす場合に対処するため、主要道路に連結する迂回道路や橋梁等をあらかじめ調査・把握するとともに適切な保全・維持修繕を行い緊急事態に備えます。

リスクシナリオ	1-2	突発的または広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
---------	-----	--

① 広域連携体制の整備

- ア 大規模災害に際して、町民の迅速かつ的確な避難を可能とするため、市町村の区域を越えて避難できるよう、広域避難の仕組みづくりなど、他市町村間の連携を図ります。
- イ 発災後の応急対策・復興の災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、他自治体・防災関係機関等との相互応援協定の締結等による連携体制の強化を図ります。

② 消防体制の整備（再掲：1-1-②）

③ 消防等の防災拠点機能の確保（再掲：1-1-③）

④ 地域消防力の強化（再掲：1-1-④）

⑤ 地域防災力の強化（再掲：1-1-⑤）

⑥ 自助・共助・公助の適切な組合せの教育・訓練・啓発等の実施（再掲：1-1-⑥）

⑦ 下水道施設等の整備

ア 下水道施設・雨水排水施設・農業集落排水施設について、耐震化・長寿命化計画を策定し、施設の整備・更新を図るとともに、既存施設の効率的な管理・運用を推進します。

イ 下水道施設について、被災した場合の影響度を考慮して、処理場・ポンプ場・幹線管渠等、根幹的施設のより高い耐震性能の保持に努めます。

ウ 下水道施設について、緊急時に備えた非常用電源を確保します。

エ 地震などの災害に比較的強いとされている浄化槽について、使用者による適正な維持管理と老朽化した浄化槽等の更新を推進します。

⑧ 外国人の安全確保（再掲：1-1-⑪）

⑨ 避難行動要支援者対策の実施（再掲：1-1-⑭）

⑩ 災害情報の収集・伝達体制の確保（再掲：1-1-⑮）

⑪ 治水対策の実施

ア 一級河川（7河川）及び準用河川（10河川）をはじめとした町内の河川について、効果的な改修計画の策定を行うとともに、関係機関と連携し、災害時におけるリスク軽減に有効な河道改修への対策（浚渫や嵩上げ、護岸整備等）について、必要なハード対策と災害リスクの啓発などのソフト対策を一体的に推進します。

イ 河川管理施設（護岸・水門・樋管等）・雨水排水施設等について、耐震化・長寿命化計画を策定し、施設の整備・更新を図るとともに、既存施設の効率的な管理・運用を推進します。

リスクシナリオ	1-3	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫など）等による多数の死傷者の発生
---------	-----	---------------------------------------

① 地域消防力の強化（再掲：1-1-④）

② 地域防災力の強化（再掲：1-1-⑤）

③ 自助・共助・公助の適切な組合せの教育・訓練・啓発等の実施（再掲：1-1-⑥）

④ 市街地整備（再掲：1-1-⑨）

⑤ 外国人の安全確保（再掲：1-1-⑪）

⑥ 災害情報の収集・伝達体制の確保（再掲：1-1-⑮）

⑦ 森林の保全

水源涵養機能の維持や土砂災害等の防止を図るため、土地所有者等による造林、下刈り、間伐など、森林の適切な保全管理の取組を推進します。

⑧土砂災害対策の実施

土砂災害ハザードマップや茨城町大規模盛土造成地マップによる危険箇所の把握と周知を行いながら、関係機関と連携し、急傾斜地の崩壊防止等、治山対策を推進し、災害の未然防止を図ります。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

リスクシナリオ	2-1	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
<p>① 消防体制の整備（再掲：1-1-②）</p> <p>② 消防等の防災拠点機能の確保（再掲：1-1-③）</p> <p>③ 地域消防力の強化（再掲：1-1-④）</p> <p>④ 地域防災力の強化（再掲：1-1-⑤）</p> <p>⑤ 防犯体制の強化</p> <p>ア 警察・防犯連絡員・行政区等が連携して、災害時、発災後における地域の防犯に関する啓発活動・情報発信・防犯パトロール等を実施できる体制の構築に努めます。</p> <p>イ 地域の安全を守るため、通学路を中心に防犯灯の整備を図るとともに、適切な維持管理に努めます。</p> <p>ウ 道路や公園の樹木管理について、関係者と連携し、死角を作らないなどの安全・安心な防犯環境の整備に努めます。</p> <p>⑥ 医療救護体制等の整備（再掲：1-1-⑫）</p>		
リスクシナリオ	2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
<p>① 医療救護体制等の整備（再掲：1-1-⑫）</p> <p>② 災害拠点病院等の機能強化（再掲：1-1-⑬）</p> <p>③ 大規模災害発生時の緊急給油対策の実施</p> <p>ア 災害時の燃料供給に関する協定に基づき、発災時に応急対策車両や災害対応拠点に優先して給油できる体制を整備します。</p> <p>イ 町民に対しては、備蓄への取組や緊急給油事業に係る理解を得るための普及啓発を行います。</p> <p>④ 緊急輸送体制の整備（再掲：1-1-⑰）</p>		

リスクシナリオ	2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
<p>① 避難所等の機能確保</p> <p>ア 避難所となる学校施設等について、個別施設（長寿命化等）計画を策定し、点検・診断や修繕・更新等のメンテナンスサイクルを構築するとともに、メンテナンスサイクルが円滑に回るよう所要の取組を実施します。</p> <p>イ 避難所となる学校施設等について、良好な生活環境を提供できるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、施設のバリアフリー化・非常用電源設備・冷暖房設備・トイレ・その他資機材等の整備に努めます。</p> <p>② 物資・資機材等の備蓄・調達体制の整備</p> <p>ア 町の物資・資機材等の備蓄について、想定されるり災人口の概ね3日分を目標として食料等の備蓄及び毛布等の生活必需品の備蓄に努めます。その際、避難所に指定されている施設又はその近傍で地域完結型の備蓄施設の確保に努め、必要に応じ、備蓄倉庫の整備を実施します。また、備蓄品目について、女性や高齢者等に配慮するとともに、食料についてはアレルギー等に配慮した選定に努めます。</p> <p>イ 物資・資機材等の調達について、販売業者・地域の小売店等との物資調達に関する協定締結に努めるとともに、十分な量が確保できない場合に備え、県及び他市町村との連絡・協力体制の整備を図ります。</p> <p>ウ 物資・資機材等の調達について、受入れを円滑に実施するために、「茨城町地域防災計画」及び「茨城町受援マニュアル」に基づく、受援体制を整備します。また、応援要請及び受援を迅速に行えるよう、職員に対して、平時からマニュアルの内容の周知徹底を図ります。</p> <p>エ 災害時の公共施設等の損壊や破損、故障に対し、応急的な措置と対策を図るため、建設用保護安全資機材等の備蓄を図ります。</p> <p>オ 町民・地域・事業所等の物資・資機材等の備蓄について、災害時にライフラインの寸断や流通・支援の途絶を想定し安全が確保されるまでの間、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことを可能とするため、必要な物資を概ね3日分備蓄するよう、啓発活動の実施に努めます。</p> <p>③ 上水道施設等の整備</p> <p>ア 上水道施設の耐震化対策等について目標を定め、計画的に耐震化等を推進します。</p> <p>イ 上水道施設について、災害時にも水道水の供給を継続できるよう、浄・配水場に既に整備されている非常用電源（自家用発電設備）の適切なメンテナンスと燃料備蓄に努めます。</p> <p>ウ 上水道施設外部からの異物や土壌汚染等による有害物質の混入を防止するため、水源施設（深井戸）及び浄・配水施設の密閉性を高めるとともに、定期的な水質検査を実施し安全な水道水の供給ができるよう、水質管理体制の強化に努めます。</p> <p>エ 上水道施設が損壊し、供給が不能となった場合、施設の早期復旧を図るとともに、速やかに応急給水活動が行えるよう、既に整備済みの給水車の日々のメンテナンスを実施するとともに、応急給水資機材の備蓄及び調達体制の整備を図ります。</p> <p>オ 地域の既設井戸について、個人や事業所に対し、災害時協力井戸としての登録を促進し、また水質検査等の適切な維持管理を行うことで、災害時に生活用水を確保できるよう努めます。</p>		

④ 下水道施設等の整備（再掲：1-2-⑦）

⑤ 医療救護体制等の整備（再掲：1-1-⑫）

⑥ 感染症対策の実施

ア 感染症などの発生、まん延の未然防止を目的に、平時から防疫体制の強化と教育訓練等を実施していくとともに、地理的環境的諸条件や過去の被害状況などを勘案し、災害発生予想図の作成と防疫計画を樹立します。災害発生後においては、防疫計画に基づき被害状況に応じた防疫対応策を講じます。

イ 各種予防接種について、普及啓発を行い、予防接種率の向上に努めます。

リスクシナリオ

2-4

被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

① 広域連携体制の整備（再掲：1-2-①）

② 物資・資機材等の備蓄・調達体制の整備（再掲：2-3-②）

③ 上水道施設等の整備（再掲：2-3-③）

④ 下水道施設等の整備（再掲：1-2-⑦）

⑤ ライフラインの災害対応力強化・早期復旧

災害時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、電気・ガス・石油・上下水道・通信などライフライン関係機関と連携しながら、上下水道の耐震化及び連絡管網の整備を進め、災害対応力の強化を図ります。

⑥ エネルギーの供給源の安定化

ア 災害発生時の停電を回避するため、家庭や公共施設、福祉施設、上下水道施設等における自家発電設備や燃料備蓄の導入促進を図ります。

イ 再生可能エネルギーを活用した自立分散型エネルギー設備や非常用発電設備等の整備を実施します。

ウ 指定避難所へ太陽光発電設備を導入することにより、災害時に照明や空調設備等の非常用電源としての活用を推進していきます。また、都市機能が集約している役場庁舎周辺に同設備を導入することにより、交番、消防署等の行政サービスを継続して提供することができるため、公共施設の新設や建替え時には、ZEB化や太陽光発電設備の設置を推進していきます。

⑦ 大規模災害発生時の緊急給油対策の実施（2-2-③）

⑧ 道路等の防災・減災対策の実施（再掲：1-1-⑯）

⑨ 緊急輸送体制の整備（再掲：1-1-⑰）

リスクシナリオ	2-5	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
<p>① 地域消防力の強化（再掲：1-1-④）</p> <p>② 地域防災力の強化（再掲：1-1-⑤）</p> <p>③ 緊急輸送体制の整備（再掲：1-1-⑰）</p> <p>④ 物資・資機材等の備蓄・調達体制の整備（再掲：2-3-②）</p> <p>⑤ 孤立可能性地区における対策の推進 災害時に交通や情報通信の手段の途絶により、孤立する可能性のある地区に通じる道路防災危険箇所の対策や緊急輸送道路の耐震化、代替輸送道路の確保、該当地区周辺の土砂災害対策を推進するとともに、関係機関と連携して必要な装備資機材の整備、通信基盤の整備等を進めます。</p>		
リスクシナリオ	2-6	大規模な自然災害と感染症との同時発生
<p>① 下水道施設等の整備（再掲：1-2-⑦）</p> <p>② 医療救護体制等の整備（再掲：1-1-⑫）</p> <p>③ 感染症対策の実施（再掲：2-3-⑥）</p>		

事前に備えるべき目標3 必要不可欠な行政機能は確保する

リスクシナリオ	3-1	町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
<p>① 町の防災拠点機能の確保（再掲：1-1-①）</p> <p>② 避難所等の機能確保（再掲：2-3-①）</p> <p>③ 業務継続体制の整備 ア 防災・災害対応業務の内容や災害時における体制、「茨城町地域防災計画（業務継続計画を含む）」の内容等について、日頃より積極的に防災対策を推進し、かつ災害時において円滑に応急対応を実施するため、職員に対し、周知徹底を図ります。 イ 各部署において災害応急対策に関する活動要領（マニュアル）を作成し、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう整備を図ります。 ウ 業務の遂行に必要となる重要な行政データについて、定期的に記録媒体・外部サーバ（クラウド）に保存し、遠隔地での分散保管に努めることで、被災による情報の消失に備え、データの復旧を速やかに行えるようにします。 エ 災害発生時又は発生後に、優先的に開始又は再開すべき業務を特定するとともに、それらの業務が確実に遂行できるよう、必要な対策を講じます。</p>		

④ 広域連携体制の整備（再掲：1-2-①）

⑤ 災害対応支援システムの活用等

- ア 現在導入している災害対応に係るシステムについて、システムの適切な維持管理・更新等を実施します。また職員の操作研修への参加や防災訓練での活用を積極的に行うことで、災害対応力の向上に努めます。
- イ 町の防災力・災害対応力の強化のため、新たな災害対応支援システム・設備等について、国及び県等との連携を図り、導入を検討していきます。
- ウ 災害発生時に、国や県等との確実な通信手段を確保するため、県防災情報ネットワークシステムについて、県と連携して更新を実施します。
- エ 災害発生後に、罹災証明書の交付や被災者台帳の管理等の被災者支援を効率的に実施するため、県被災者生活再建支援システムについて、県と連携して更新を実施します。
- オ 災害発生後の応急対応や復旧・復興を迅速に実施するため、応急仮設住宅の入居や住宅の応急修理等について、電子申請を推進します。
- カ 発災直後の混乱した状況における町民の安否確認や避難所の運営等を効率化するため、マイナンバーカードの災害時における活用を検討していきます。
- キ 気象観測システムを活用し、リアルタイムに気象情報を把握するとともに、台風や線状降水帯の発生等について、国や県等と連携して、気象予測技術を導入・活用することで、風水害による人的・物的被害の減少を図ります。
- ク 発災直後、人命救助や被害状況の把握等を行うため、ドローンを活用した空撮により、被災現場の情報収集をすることで、迅速かつ効率的な応急活動や復旧・復興を図ります。

⑥ 自助・共助・公助の適切な組合せの教育・訓練・啓発等の実施（再掲：1-1-⑥）

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせない

リスクシナリオ	4-1	サプライチェーンの寸断・一極集中等による町内企業の生産力・経営執行力低下による競争力の低下
<p>① 町内事業者の業務継続支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 災害時に町内事業者が重要業務を継続するため、事業継続計画（BCP）の策定を促進し、防災体制の整備、企業活動の停滞防止を図ります。 イ 県が実施している「県災害対策融資」、中小企業信用保険法に基づく「経営安定関連保証」等、災害時における金融制度の活用について、金融機関と連携を図り、商工会と一体となって継続的な支援に努めます。 		
リスクシナリオ	4-2	食料等の安定供給の停滞に伴う、経済活動への甚大な影響
<p>① 緊急輸送体制の整備（再掲：1-1-⑰）</p> <p>② 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 被災した場合に備え、農業生産への影響が大きい農業用ため池や排水機場等の農業水利施設等について、計画的な老朽化対策及び耐震化の実施に努めます。 イ 災害発生時の被害を最小化するため、農業用施設・漁港施設等の強靱化及び老朽化 		

対策に取り組むとともに、農林水産業における地域コミュニティと連携した保全・管理等の対策を推進します。		
リスクシナリオ	4-3	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
① 上水道施設等の整備（再掲：2-3-③） ② 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化（再掲：4-2-②）		
リスクシナリオ	4-4	農地・森林や生態系等の被害による町土の荒廃・多面的機能の低下
① 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化（再掲：4-2-②） ② 森林の保全（再掲：1-3-⑦）		

事前に備えるべき目標5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

リスクシナリオ	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
① 避難行動要支援者対策の実施（再掲：1-1-⑭） ② 災害情報の収集・伝達体制の確保（再掲：1-1-⑮）		
リスクシナリオ	5-2	電力供給ネットワークや都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能停止
① ライフラインの災害対応力強化・早期復旧（再掲：2-4-⑤）		
リスクシナリオ	5-3	上水道施設の長期間にわたる機能停止
① 上水道施設等の整備（再掲：2-3-③）		
リスクシナリオ	5-4	下水道施設の長期間にわたる機能停止
① 下水道施設等の整備（再掲：1-2-⑦）		

リスクシナリオ	5-5	地域交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
<p>① 災害復旧を担う人材の育成・確保</p> <p>ア 復旧事業の事業費が決定され次第、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等についての措置を行い、早期の事業実施に努めます。また、施設の応急修繕体制の確立を図るため、災害対策本部及び職員、関係機関等において適宜研修や訓練を行うなど、平時から活動体制の整備を図ります。</p> <p>イ 災害復旧を担う人材について、「茨城町地域防災計画」及び「茨城町受援マニュアル」に基づき、受援体制の整備に努めます。また、応援要請及び受援を迅速に行えるよう、職員に対して、平時からマニュアルの内容の周知徹底を図ります。</p> <p>② 緊急輸送体制の整備（再掲：1-1-⑱）</p> <p>③ 道路ネットワークの構築</p> <p>国道・県道・町道等を拡幅する等の整備を国・県・関係自治体と連携して推進します。</p> <p>④ 交通事故等の回避対策の実施</p> <p>ア 「通学路安全プログラム」「未就学児が集団で移動する経路等の安全対策の確保」「自転車活用推進計画」等を踏まえ、歩行者、自転車利用経路の安全性を確保するため各種の整備計画を推進し、有事の際の迅速な避難行動と経路の確保に努めます。</p> <p>イ 災害時においても交通の安全が図られるよう、平時から道路の危険箇所等の対策を水戸警察署、道路管理者と連携しながら対策を講じるとともに、交通安全普及啓発活動の中心的役割を果たしている「水戸地区交通安全協会茨城支部」、「茨城町交通安全母の会」等と連携し、交通安全活動の促進に努めます。</p>		

事前に備えるべき目標 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

リスクシナリオ	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
<p>① 復興体制の整備</p> <p>ア 過去の復興事例等を参考として、災害復興方針の決定、災害復興計画の策定、法的手続、町民の合意形成等の復興対策の手順をあらかじめ決めておきます。</p> <p>イ 復興対策に必要な建物現況・土地の権利関係等の各種データをあらかじめ整備し、データベース化を図ります。</p> <p>② 地域防災力の強化（再掲：1-1-⑤）</p>		

リスクシナリオ	6-2	災害対応・復興を支える人材等（地域に精通した技術者等）の不足により復興できなくなる事態
<p>① 広域連携体制の整備（再掲：1-2-①）</p> <p>② 災害復旧を担う人材の育成・確保（再掲：5-5-①）</p>		
リスクシナリオ	6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
<p>① 災害復旧を担う人材の育成・確保（再掲：5-5-①）</p> <p>② 災害廃棄物対策の実施</p> <p>ア 災害廃棄物を災害の種類・規模及び被災状況に応じた仮置場候補地をリストアップするほか、家庭ごみ等を滞りなく処分するため、関係者とあらかじめ協議を行うなど、「茨城町災害廃棄物処理計画」に基づいた災害廃棄物の処理体制を整備します。</p> <p>イ 災害時に発生するごみを、災害ごみと一般ごみとに区分し、各々について排出量を推定し清掃計画を策定します。</p> <p>ウ 迅速に解体・がれき処理等を行うため、平常作業及び臨時雇い上げによる応援体制を確立します。また、あらかじめ、近隣市町村、民間の廃棄物処理業者、土木・運送業者に対して、人員、資機材等の確保について応援が得られるよう協力体制を整備します。</p> <p>エ 笠間市と組織する茨城県央環境衛生組合において、現在のし尿処理施設を更新し、災害発生時においても安定的かつ効率的な処理体制の構築を促進します。なお、施設整備については、循環型社会形成推進交付金を活用し、汚泥再生処理センターを現在の隣接地（茨城町大字馬渡）に整備します。</p>		
リスクシナリオ	6-4	仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
<p>① 広域連携体制の整備（再掲：1-2-①）</p> <p>② 復興体制の整備（再掲：6-1-①）</p> <p>③ 災害復旧を担う人材の育成・確保（再掲：5-5-①）</p> <p>④ 災害廃棄物対策の実施（再掲：6-3-②）</p> <p>⑤ 町内事業者の業務継続支援（再掲：4-1-①）</p>		
リスクシナリオ	6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
<p>① 地域防災力の強化（再掲：1-1-⑤）</p> <p>② 文化財等の防災対策の実施</p> <p>ア 無形文化財については、保存団体の育成と支援を図り、有形文化財については、適</p>		

切な保存に努めます。 イ 文化財の管理者との連絡・報告体制を確立し、管理者の変更が生じた場合でも、文化財の保護・保全が図られるようにします。		
リスクシナリオ	6-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による町内経済等への甚大な影響
<p>① 町内事業者の業務継続支援（再掲：4-1-①）</p> <p>② 風評被害に対する適切な情報発信</p> <p>ア 平時から関係機関との連携を強化し、正確な被害情報を収集し、その情報を迅速に発信できる体制を構築します。</p> <p>イ 農林水産物に対する風評被害の防止を図るため、国・県・関係団体等と連携し、科学的根拠に基づいた正確な情報発信を行います。</p>		

2 施策分野別の対応方策

リスクシナリオ別に設定した対応方策について、8つの個別施策分野と4つの横断的分野別に、それぞれ振り分けて整理しました。なお、()内の数字は、対応するリスクシナリオを示します。

(1) 個別施策分野別の対応方策

1 行政機能/消防/防災教育等

個別施策分野	① 行政機能
<p>○町の防災拠点機能の確保 (1-1, 3-1)</p> <p>○避難所等の機能確保 (2-3, 3-1)</p> <p>○業務継続体制の整備 (3-1)</p> <p>○広域連携体制の整備 (1-2, 2-4, 3-1, 6-2, 6-4)</p> <p>○災害復旧を担う人材の育成・確保 (5-5, 6-2, 6-3, 6-4)</p> <p>○復興体制の整備 (6-1, 6-4)</p> <p>○災害対応支援システムの活用等 (3-1)</p> <p>○物資・資機材等の備蓄・調達体制の整備 (2-3, 2-4, 2-5)</p>	
個別施策分野	② 消防
<p>○消防体制の整備 (1-1, 1-2, 2-1)</p> <p>○消防等の防災拠点機能の確保 (1-1, 1-2, 2-1)</p> <p>○地域消防力の強化 (1-1, 1-2, 1-3, 2-1, 2-5)</p>	

個別施策分野	③ 防災教育等
○地域防災力の強化 (1-1, 1-2, 1-3, 2-1, 2-5, 6-1, 6-5)	
○自助・共助・公助の適切な組合せの教育・訓練・啓発等の実施 (1-1, 1-2, 1-3, 3-1)	

2 住宅・都市・住環境

個別施策分野	① 住宅・都市
○住宅・建築物等の耐震化・長寿命化 (1-1)	
○空き家対策の実施 (1-1)	
○市街地整備 (1-1, 1-3)	
○防火対策の実施 (1-1)	
○上水道施設等の整備 (2-3, 2-4, 4-3, 5-3)	
○下水道施設等の整備 (1-2, 2-3, 2-4, 2-6, 5-4)	
個別施策分野	② 住環境
○災害廃棄物対策の実施 (6-3, 6-4)	
○外国人の安全確保 (1-1, 1-2, 1-3)	
○文化財の防災対策 (6-5)	
○防犯体制の強化 (2-1)	

3 医療・福祉

個別施策分野	① 医療
○医療救護体制等の整備 (1-1, 2-1, 2-2, 2-3, 2-6)	
○災害拠点病院等の機能強化 (1-1, 2-2)	
○感染症対策の実施 (2-3, 2-6)	
個別施策分野	② 福祉
○避難行動要支援者対策の実施 (1-1, 1-2, 5-1)	

4 産業・エネルギー

個別施策分野	① 産業
○町内事業者の業務継続 (4-1, 6-4, 6-6)	
個別施策分野	② エネルギー
○ライフラインの災害対応力強化・早期復旧 (2-4, 5-2)	
○エネルギー供給源の安定化 (2-4)	
○大規模災害発生時の緊急給油対策の実施 (2-2, 2-4)	

5 情報通信・交通・物流

個別施策分野	① 情報通信
○災害情報の収集・伝達体制の確保 (1-1, 1-2, 1-3, 5-1)	
○風評被害に対する適切な情報発信 (6-6)	
個別施策分野	② 交通・物流
○道路等の防災・減災対策の実施 (1-1, 2-4)	
○道路ネットワークの構築 (5-5)	
○緊急輸送体制の整備 (1-1, 2-2, 2-4, 2-5, 4-2, 5-5)	
○孤立可能性地区における対策の推進 (2-5)	
○交通事故等の回避対策の実施 (5-5)	

6 農林水産

個別施策分野	○ 農林水産
○農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化 (4-2, 4-3, 4-4)	
○森林の保全 (1-3, 4-4)	

7 国土保全

個別施策分野	○ 国土保全
○治水対策の実施 (1-2)	
○土砂災害対策の実施 (1-3)	

(2) 横断的分野別の対応方策

横断的分野	A	リスクコミュニケーション
○広域連携体制の整備 (1-2, 2-4, 3-1, 6-2, 6-4)		
○地域防災力の強化 (1-1, 1-2, 1-3, 2-1, 2-5, 6-1, 6-5)		
○復興体制の整備 (6-1, 6-4)		
○物資・資機材等の備蓄・調達体制の整備 (2-3, 2-4, 2-5)		
○自助・共助・公助の適切な組合せの教育・訓練・啓発等の実施 (1-1, 1-2, 1-3, 3-1)		
○外国人の安全確保 (1-1, 1-2, 1-3)		
○避難行動要支援者対策の実施 (1-1, 1-2, 5-1)		
○災害情報の収集・伝達体制の確保 (1-1, 1-2, 1-3, 5-1)		
○災害復旧を担う人材の育成・確保 (5-5, 6-2, 6-3, 6-4)		

横断的分野	B	老朽化対策
<ul style="list-style-type: none"> ○町の防災拠点機能の確保 (1-1, 3-1) ○避難所等の機能確保 (2-3, 3-1) ○消防等の防災拠点機能の確保 (1-1, 1-2, 2-1) ○住宅・建築物等の耐震化・長寿命化 (1-1) ○上水道施設等の整備 (2-3, 2-4, 4-3, 5-3) ○下水道施設等の整備 (1-2, 2-3, 2-4, 2-6, 5-4) ○災害拠点病院等の機能強化 (1-1, 2-2) ○農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力強化 (4-2, 4-3, 4-4) 		
横断的分野	C	人材育成・官民連携・研究開発
<ul style="list-style-type: none"> ○業務継続体制の整備 (3-1) ○広域連携体制の整備 (再掲) (1-2, 2-4, 3-1, 6-2, 6-4) ○自助・共助・公助の適切な組合せの教育・訓練・啓発等の実施 (再掲) (1-1, 1-2, 1-3, 3-1) ○消防体制の整備 (1-1, 1-2, 2-1) ○地域消防力の強化 (1-1, 1-2, 1-3, 2-1, 2-5) ○地域防災力の強化 (再掲) (1-1, 1-2, 1-3, 2-1, 2-5, 6-1, 6-5) ○町内事業者の業務継続支援 (4-1, 6-4, 6-6) 		
横断的分野	D	デジタル活用
<ul style="list-style-type: none"> ○業務継続体制の整備 (再掲) (3-1) ○災害対応支援システムの活用等 (3-1) 		

第6章 計画の推進と不断の見直し

1 施策の重点化

限られた資源、財源の中で効率的・効果的に本町の強靱化を進めるため、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら、取組を進める必要があります。

本計画においては、国のリスクシナリオを参考に、本町の特色等を勘案し、25のリスクシナリオに整理・統合等を行った上で、脆弱性評価を行い、施策の対応方を策定しています。これら25のリスクシナリオに対応する施策群を構成する基本項目を対象に、人命保護を最優先とするとともに、影響の大きさや緊急性、平時における効用等を総合的に判断し、14の重点化すべき施策群（重点プログラム）を設定しました。

<リスクシナリオ別の14の重点化すべき施策群（重点プログラム）>

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）		重点プログラム
1-1	大規模地震に伴う住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊、地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	○
1-2	突発的または広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	○
1-3	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫など）等による多数の死傷者の発生	○
2-1	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	○
2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	
2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	○
2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	○
2-5	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	
2-6	大規模な自然災害と感染症との同時発生	
3-1	町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	○
4-1	サプライチェーンの寸断・一極集中等による町内企業の生産力・経営執行力低下による競争力の低下	
4-2	食料等の安定供給の停滞に伴う、経済活動への甚大な影響	○
4-3	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	
4-4	農地・森林や生態系等の被害による町土の荒廃・多面的機能の低下	○

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）		重点プログラム
5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態	○
5-2	電力供給ネットワークや都市ガス供給・石油・LP ガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能停止	
5-3	上水道施設の長期間にわたる機能停止	○
5-4	下水道施設の長期間にわたる機能停止	○
5-5	地域交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	○
6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態	
6-2	災害対応・復興を支える人材等（地域に精通した技術者等）の不足により復興できなくなる事態	
6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	
6-4	仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	
6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	
6-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による町内経済等への甚大な影響	○

2 重要業績指標（KPI）の設定

本計画における進捗管理を行うため、重要業績指標（KPI）を設定しました。

<重要業績指標（KPI）>

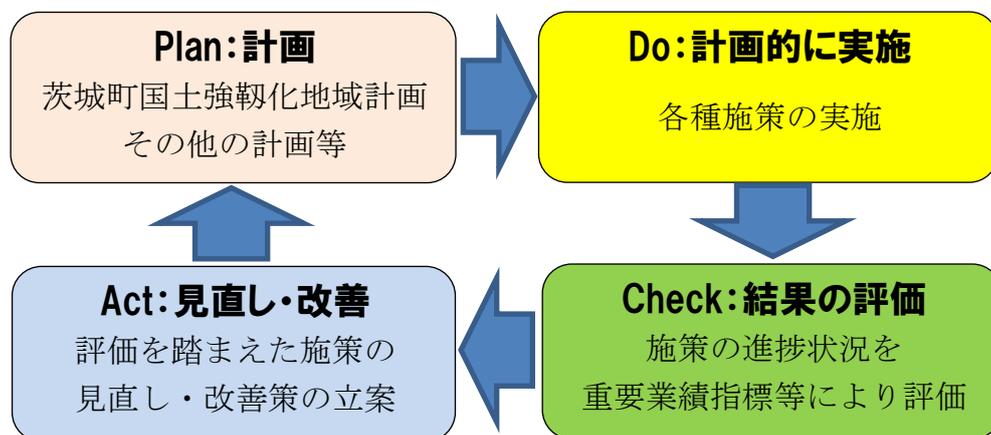
No	重要業績指標（KPI）	現状（R6）	目標（R11）
1	災害時等の相互応援協定締結数（自治体）	8件(104自治体)	拡充
2	災害協定締結数（民間事業者等）	30件（31団体）	拡充
3	耐震性防火水槽数	32基	37基
4	消火栓数	445基	465基
5	消防団員数	281人	295人
6	防火指導実施回数	204回/年	280回/年
7	普通救命講習会実施回数	14回/年	24回/年
8	普通救命講習受講者数	72人/年	150人/年
9	自主防災組織結成地区数	42地区	50地区

No	重要業績指標 (KPI)	現状 (R6)	目標 (R11)
10	「茨城町ふるさと元気づくり推進事業」実施地区数	31 地区	51 地区
11	茨城町耐震改修促進計画に基づいた耐震化率	74.5%	95%
12	茨城町公営住宅長寿命化計画に基づいた改修戸数	84 戸	162 戸
13	「茨城町空家バンク制度」登録件数	0 件	10 件
14	地区施設道路整備率 (防安交・道路事業)	14%	17%
15	茨城町排水管更新計画に基づいた耐震化率	16%	25%
16	茨城町管路更新計画に基づいた耐震化率	1.2%	6.6%
17	災害時協力井戸登録件数	155 件	155 件
18	合併浄化槽普及率	35.3%	38.4%
19	防犯灯設置数	3,586 本	3,640 本
20	民間保育施設等耐震化数	11 施設/12 施設 (91.7%)	全施設実施 (100%)
21	地域密着型介護サービス事業所耐震化率	100%	100%
22	非常用自家発電設備設置率 (認知症対応型共同生活介護事業所)	30%	50%
23	給水設備設置率	30%	50%
24	予防接種法に基づく予防接種ワクチン接種率 (麻しん・風しん) ① 1 期 ② 2 期	①91.2% ②91.2%	100%
25	避難行動要支援者個別避難計画策定率	73.2%	100%
26	町公式LINE登録人数	2,511 人	5,700 人
27	登録制メール配信サービス登録件数	2,170 件	2,500 件
28	茨城町森林環境整備事業活用者数	0 人	10 人

3 施策の進捗管理と PDCA サイクル

本計画の対応方策に基づく各種施策については、本町の分野別計画と連携しながら、計画的に推進するとともに、進捗管理及び評価を行います。

本計画では、毎年度、それぞれの施策について、進捗管理を行うとともに、PDCAサイクルにより、取組の効果を検証し、必要に応じて改善を図りながら、「快適で安全・安心な生活環境のまち」の実現を進めていきます。



4 プログラム推進上の留意点

「プログラム」は、町の部局等横断的な施策群であり、いずれも一つの担当部局の枠の中で実現できるものではありません。

このため、関係する部局等において推進体制を構築して、データや取組内容を共有するなど施策の連携を図るものとします。

また、PDCAサイクルの実践を通じて限られた資源を効率的に・効果的に活用し、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせながらプログラムを推進するなど、本計画の目標の実現に向けてプログラムの実行性・効率性が確保できるよう十分に留意します。

5 町の他の計画の見直し

本計画を基本として、国土強靱化に係る町の他の計画について、毎年度の施策の進捗状況等により、必要に応じて計画内容の修正の検討及びそれを踏まえた所要の修正を行うこととします。

6 計画の推進期間及び見直し

今後の国土強靱化を取り巻く社会経済情勢等の変化や施策の進捗状況等を考慮し、計画の推進期間は、当面令和7年度からおおむね5年間とし、毎年度の施策の進捗状況等により、必要に応じて見直すこととします。

本計画の策定のために実施した脆弱性評価は、町が実施し、又は把握している施策等を基に行ったものであり、今後、県や民間事業者等が独自に行っている取組等も評価の対象とすることを検討する必要があります。また、災害の個別事象について地域ごとの災害の起こりやすさや被害の大きさ等を考慮したリスクシナリオに基づく脆弱性評価を検討する必要があります。

このため、これらの脆弱性評価に関する課題への対応の充実度合いに合わせて、本計画の修正の検討及びそれを踏まえた所要の修正を行うこととします。

別紙 本町における国土強靱化に資する主な事業一覧

1. 行政機能・消防・防災教育等

①行政機能

対応方策	主な事業	事業概要			事業主体 (担当課等)
		事業対象	事業期間	総事業費(千円)	
町の防災拠点機能の確保	1 町役場庁舎浸水対策事業	本庁舎 受変電設備 自家発電設備	R6.9 ~ R8.3	38,852	財政課
	2 都市構造再編集中支援事業 (地域交流拠点等整備)	役場周辺地区	R4 ~ R8	4,753,000	都市整備課 生涯学習課
	3 長寿命化計画の策定 (町役場庁舎)	—	—	—	財政課
業務継続体制の整備	4 業務継続計画 (BCP) の推進	—	—	—	総務課 他
広域連携体制の強化	5 災害時の相互応援協定締結の推進	他自治体	—	—	総務課
	6 災害協定締結の推進	民間事業者等	—	—	総務課
避難所等の機能確保	7 茨城町教育施設等長寿命化計画の推進	教育施設等	R3.4 ~ R13.3	3,222,987	学校教育課
災害対応支援システムの活用等	8 県被災者生活再建支援システムの更新	県被災者生活再建支援システム	R7.4 ~ R7.9	876,000	総務課
物資・資機材等の備蓄・調達体制の整備	9 備蓄食料及び資機材整備事業	指定避難所	—	—	総務課

②消防

対応方策	主な事業	事業概要			事業主体 (担当課等)
		事業対象	事業期間	総事業費(千円)	
消防体制の整備	10 更新基準計画による消防車両の更新	水槽付きポンプ自動車	~ R11.3	—	消防本部
	11 耐震性防火貯水槽の設置整備	耐震性防火貯水槽	—	—	消防本部
	12 消火栓の設置整備	—	—	—	消防本部
	13 緊急消防援助隊の整備の推進	—	—	—	消防本部
	14 広域消防応援協定の推進	—	—	—	消防本部
消防等の防災拠点機能の確保	15 消防庁舎の修繕・改修等	消防庁舎	~ R11.3	—	消防本部
地域消防力の強化	16 消防団員の確保	—	—	—	消防本部
	17 普通救命講習会の実施による応急手当の知識と技術の普及促進	町民 管内事業所従業員	—	—	消防本部
	18 防火指導の強化	事業所 学校 地域	—	—	消防本部

③防災教育等

対応方策	主な事業	事業概要			事業主体 (担当課等)
		事業対象	事業期間	総事業費(千円)	
自助・共助・公助の適切な組合せの教育・訓練・啓発等の実施	19 洪水ハザードマップの更新・公表	—	R7.4 ~ R8.3	2,737	総務課
	20 土砂災害ハザードマップの更新・公表	—	—	—	総務課
	21 内水ハザードマップの作成・公表	—	—	—	総務課 他
	22 避難情報等の発令基準の周知徹底	—	—	—	総務課
	23 防災訓練の実施	町内全域	—	—	総務課
	24 「防災週間」に係る啓発活動の実施	—	—	—	総務課
	25 公立学校等における防災教育の実施	児童 生徒	—	—	学校教育課
地域防災力の強化	26 自主防災組織の結成促進	行政区	R4 ~ R8	9,017	総務課 消防本部
	27 茨城町ふるさと元気づくり推進事業	—	—	—	秘書広聴課

2. 住宅・都市・住環境

①住宅・都市

対応方針	主な事業	事業概要			事業主体 (担当課等)
		事業対象	事業期間	総事業費(千円)	
住宅・建築物等の耐震化・長寿命化	28 茨城町耐震改修促進計画の推進	—	R4 ~ R7	—	都市整備課
	29 茨城町地震防災マップの作成・公表	—	—	—	都市整備課 他
	30 茨城町大規模盛土造成地マップの周知啓発	—	—	—	都市整備課
	31 茨城町公営住宅長寿命化計画に基づいた改修推進	町営住宅	H30 ~	—	都市整備課
空き家対策	32 茨城町空き家等対策計画の推進	町内全域	R5 ~ R9	—	都市整備課
	33 茨城町空き家バンク制度及び茨城町空き家活用支援制度の利用促進	町内の空き家	H28 ~	—	都市整備課
市街地整備	34 地区施設道路整備(防交交・道路事業)	前田・長岡地区	H29 ~	—	都市整備課
	35 都市公園の整備推進	—	—	—	都市整備課 他
	2 都市構造再編集中支援事業(地域交流拠点等整備)	役場周辺地区	R4 ~ R8	4,753,000	都市整備課 生涯学習課
上水道施設等の整備	36 アセットマネジメントの策定	—	—	—	水道課
	37 茨城町配水管更新計画に基づいた耐震化	重要給水施設配水管	R5 ~ R43	2,105,240	水道課
	38 茨城町管路更新計画に基づいた耐震化	基幹管路(導水管)	R7 ~ R16	402,446	水道課
	39 応急給水活動体制の整備(概ね3日分の生活飲料水の確保)	—	—	—	水道課
	40 応急給水活動体制の整備(加圧式給水車の配備及び給水資機材の確保)	—	—	—	水道課
	41 災害時協力井戸の普及促進	—	—	—	総務課
	42 茨城町上下水道耐震化計画の策定	—	—	—	水道課 下水道課
下水道施設等の整備	43 スtockマネジメント計画の策定	小鶴排水機場	R8 ~ R12	15,000	下水道課
	44 下水道BCP(簡易版)の推進	—	—	—	下水道課
	45 非常用電源設備の整備(下水道施設)	下水道施設 雨水排水施設 農業集落排水施設	—	—	下水道課
	46 農業集落排水施設機能診断の実施	涸沼南地区 逆川地区	R7.4 ~ R8.3	8,184	下水道課
	47 農業集落排水施設最適整備構想の策定	涸沼南地区 逆川地区	R8.4 ~ R9.3	5,258	下水道課
	48 合併浄化槽の普及促進	—	R7 ~ R11	212,625	下水道課
	49 耐震化・耐水化工事	雨水排水施設	R8.4 ~	120,000	下水道課

②住環境

対応方針	主な事業	事業概要			事業主体 (担当課等)
		事業対象	事業期間	総事業費(千円)	
災害廃棄物対策の実施	50 茨城町災害廃棄物処理計画の推進	—	—	—	みどり環境課
	51 汚泥再生処理センター施設整備事業	馬渡地区	R6 ~ R12	6,138,000	茨城県中央環境衛生組合
防犯体制の強化	52 防犯灯の整備促進	防犯灯	—	—	地域政策課

3. 医療・福祉

①医療

対応方針	主な事業	事業概要			事業主体 (担当課等)
		事業対象	事業期間	総事業費(千円)	
災害拠点病院等の機能強化	53 民間保育施設等の耐震化促進	町内の民間保育施設等	—	—	こども課
	54 非常用電源設備の設置促進(認知症対応型共同生活介護事業所)	認知症対応型共同生活介護事業所	—	—	長寿福祉課
	55 給水設備の設置促進(認知症対応型共同生活介護事業所)	認知症対応型共同生活介護事業所	—	—	長寿福祉課
感染症対策	56 予防接種ワクチンの接種促進(麻しん・風しん)	1期:1歳~2歳に至るまで 2期:小学校就学の前年度まで	—	3,425(R5)	健康増進課

②福祉

対応方策	主な事業	事業概要			事業主体 (担当課等)
		事業対象	事業期間	総事業費(千円)	
避難行動要 支援者対策	57 避難行動要支援者個別避難計画の 策定推進	—	—	—	社会福祉課
	58 地域密着型介護サービス事業所の 耐震化促進	地域密着型介護サー ビス事業所	—	—	長寿福祉課

4. 産業・エネルギー

②エネルギー

対応方策	主な事業	事業概要			事業主体 (担当課等)
		事業対象	事業期間	総事業費(千円)	
エネルギー 供給源の安 定化	59 茨城町再生可能エネルギービジョ ンの推進	—	—	—	みどり環境課

5. 情報通信・交通・物流

①情報通信

対応方策	主な事業	事業概要			事業主体 (担当課等)
		事業対象	事業期間	総事業費(千円)	
災害情報の 収集・伝達 体制の確保	60 防災行政無線設備の更新	防災行政無線設備	—	—	総務課
	61 県防災情報ネットワークシステム の更新	県防災情報ネット ワークシステム	R7.4 ~ R9.3	27,600	総務課
	62 全国瞬時警報システム(Jアラ ート)設備の更新	Jアラート設備	R7.4 ~ R8.3	10,743	総務課
	63 町公式LINEの普及促進	—	—	—	秘書広聴課
	64 登録制メール配信サービスの普及 促進	—	—	—	総務課

②交通・物流

対応方策	主な事業	事業概要			事業主体 (担当課等)
		事業対象	事業期間	総事業費(千円)	
道路等の防 災・減災対 策の実施	65 道路・橋梁の整備	別表1及び別表2 参照			道路建設課
	66 緊急輸送道路の無電柱化整備の推 進	—	—	—	道路建設課
	67 茨城町橋梁長寿命化修繕計画の推 進	—	—	—	道路建設課
	68 茨城町舗装維持修繕計画の推進	—	—	—	道路建設課
道路ネット ワークの構築	69 道路ネットワークの整備	別表1及び別表2 参照			道路建設課
緊急輸送道 路の整備	70 緊急輸送道路の整備	別表1及び別表2 参照			道路建設課
交通事故等 の回避対策	71 茨城町通学路安全プログラムの推 進	児童 生徒	H28.3 ~	—	学校教育課
	72 未就学児が集団で移動する経路等 の安全確保の推進	町内の保育施設等	—	—	こども課

6. 農林水産

対応方策	主な事業	事業概要			事業主体 (担当課等)
		事業対象	事業期間	総事業費(千円)	
農林水産業 に係る生産 基盤等の災 害対応力の 強化	73 国営緊急農地再編整備事業 (国営事業)	町内7団地	H27 ~ R15	13,000,000	農業政策課
	74 農地整備事業(経営体育成型) (県事業)	木部飯沼地区	R6 ~ R14	2,280,000	農業政策課
森林の保全	75 茨城町森林環境整備事業	造林 下刈り 間伐等	R4.4 ~	1,050/年間	農業政策課

7. 国土保全

対応方策	主な事業	事業概要			事業主体 (担当課等)
		事業対象	事業期間	総事業費(千円)	
治水対策の 実施	76 河川の整備	別表1及び別表2 参照			道路建設課

【別表1】個別事業一覧（事業主体：国・県）

番号	事業名	事業（取組）の概要	事業期間	事業主体	該当する リスクシナリオ (町シナリオ番号)	該当する対応方策1	該当する対応方策2	備考
1	改築事業 国道6号（仮）茨城町バイパス	道路改良 茨城町長岡～小幡（6.8km）	－	国	1-1,1-2,2-2,2-4 2-5,4-2,5-5	緊急輸送体制の整備	道路ネットワークの構築	事業費等については、各事業主体の国土強靱化計画による
2	改築事業（主）大洗友部線	道路改良 茨城町小鶴～笠間市仁古田（6.9km）	2028年度以降 完了予定	県	1-1,1-2,2-2,2-4 2-5,4-2,5-6	緊急輸送体制の整備	道路ネットワークの構築	事業費等については、各事業主体の国土強靱化計画による
3	改築事業（主）大洗友部線	道路改良 茨城町駒場～海老沢（2.8km）	2028年度以降 完了予定	県	1-1,1-2,2-2,2-4 2-5,4-2,5-5	緊急輸送体制の整備	道路ネットワークの構築	事業費等については、各事業主体の国土強靱化計画による
4	老朽化・耐震対策事業（主）大洗友部線	冠水対策 170m	2025年度 完了予定	県	1-1,1-2,2-2,2-4 2-5,4-2,5-5	緊急輸送体制の整備	道路ネットワークの構築	事業費等については、各事業主体の国土強靱化計画による
5	改築事業（主）水戸神栖線	道路改良 茨城町上石崎（1.4km）	2029年度以降 完了予定	県	1-1,1-2,2-2,2-4 2-5,4-2,5-5	緊急輸送体制の整備	道路ネットワークの構築	事業費等については、各事業主体の国土強靱化計画による
6	老朽化・耐震対策事業（主）茨城鹿島線 外 県内全域	舗装修繕	2023～27年度 完了予定	県	1-1,1-2,2-2,2-4 2-5,4-2,5-5	緊急輸送体制の整備	道路ネットワークの構築	事業費等については、各事業主体の国土強靱化計画による
7	改築事業（一）塩ヶ崎茨城線	道路改良 茨城町長岡（1.3km）	2023～27年度 完了予定	県	1-1,1-2,2-2,2-4 2-5,4-2,5-5	緊急輸送体制の整備	道路ネットワークの構築	事業費等については、各事業主体の国土強靱化計画による
8	改築事業（一）長岡大洗線	道路改良 茨城町中石崎（0.2km）	2027年度 完了予定	県	1-1,1-2,2-2,2-4 2-5,4-2,5-5	緊急輸送体制の整備	道路ネットワークの構築	事業費等については、各事業主体の国土強靱化計画による
9	改築事業（一）長岡大洗線	道路改良 茨城町下石崎～水戸市下入野町（0.9km）	2023～27年度 完了予定	県	1-1,1-2,2-2,2-4 2-5,4-2,5-5	緊急輸送体制の整備	道路ネットワークの構築	事業費等については、各事業主体の国土強靱化計画による
10	改築事業（一）宮ヶ崎小幡線	道路改良 茨城町小幡（1.2km）	2023～27年度 完了予定	県	1-1,1-2,2-2,2-4 2-5,4-2,5-5	緊急輸送体制の整備	道路ネットワークの構築	事業費等については、各事業主体の国土強靱化計画による
11	改築事業（一）宮ヶ崎小幡線	道路改良 茨城町宮ヶ崎（0.8km）	2023～27年度 以降完了予定	県	1-1,1-2,2-2,2-4 2-5,4-2,5-5	緊急輸送体制の整備	道路ネットワークの構築	事業費等については、各事業主体の国土強靱化計画による
12	河川改修事業 一級河川 涸沼前川	河川改修 0km～4.1km区間（4.1km）	2036年度 完了予定	県	1-2	治水対策の実施	土砂災害対策の実施	事業費等については、各事業主体の国土強靱化計画による

【別表2】個別事業一覧（事業主体：町）

番号	事業名	路河川等名	事業（取組）の概要				現状値 (2024年度)	目標値 (2029年度)	完成 目標年度	全体事業費 (百万円)	残事業費 (百万円)	事業主体 (担当課)	該当する リスクシナリオ (町シナリオ番号)	該当する対応方策1	該当する対応方策2
			種別	地区名	区間	延長 (km)									
1	改築事業	町道 110 号線	道路改良	大戸 ～ 駒渡	(主) 内原塩崎線 ～ (主) 大洗友部線	1.9	未着手	測量設計	2035			茨城県 (道路建設課)	1-1.1-2.2-2.2-4 2-5.4-2.5-5	緊急輸送体制の整備	道路ネットワークの構築
2	改築事業	町道 101 号線	道路改良	下石崎	町道205号線 ～ 町道1384号線	0.6	測量設計	工事	2031			茨城県 (道路建設課)	1-1.1-2.2-2.2-4 2-5.4-2.5-5	緊急輸送体制の整備	道路ネットワークの構築
3	改築事業	町道 111 214 号線	道路改良	小幡	町道4099号線 ～ 町道113号線	1.4	未着手	測量設計	2035			茨城県 (道路建設課)	1-1.1-2.2-2.2-4 2-5.4-2.5-5	緊急輸送体制の整備	道路ネットワークの構築
4	改築事業	町道 117 号線	道路改良	駒場	(主) 大洗友部線 ～ 町道4069号線	0.1	未着手	完成	2027			茨城県 (道路建設課)	1-1.1-2.2-2.2-4 2-5.4-2.5-5	緊急輸送体制の整備	道路ネットワークの構築
5	改築事業	町道 202 号線	道路改良	城之内 ～ 海老沢	町道4234号線 ～ 町道4214号線	0.7	補償調査	完成	2027			茨城県 (道路建設課)	1-1.1-2.2-2.2-4 2-5.4-2.5-5	緊急輸送体制の整備	道路ネットワークの構築
6	改築事業	町道 207 号線	道路改良	谷田部 ～ 長岡	(一) 長岡大洗線 ～ 町道107号線	2.8	未着手	測量設計	2041			茨城県 (道路建設課)	1-1.1-2.2-2.2-4 2-5.4-2.5-5	緊急輸送体制の整備	道路ネットワークの構築
7	改築事業	町道 209 2207 号線	道路改良	小鶴 ～ 大戸	(主) 大洗友部線 ～ 町道2277号線	1.0	用地測量	工事	2032			茨城県 (道路建設課)	1-1.1-2.2-2.2-4 2-5.4-2.5-5	緊急輸送体制の整備	道路ネットワークの構築
8	改築事業	町道 1065 号線	道路改良	谷田部	町道207号線 ～ 明光中学校体育館	0.1	測量設計	完成	2029			茨城県 (道路建設課)	1-1.1-2.2-2.2-4 2-5.4-2.5-5	緊急輸送体制の整備	道路ネットワークの構築
9	改築事業	町道 1120 1159 号線	道路改良	若宮	(主) 内原塩崎線 ～ 町道1157号線	0.4	未着手	用地補償	2032			茨城県 (道路建設課)	1-1.1-2.2-2.2-4 2-5.4-2.5-5	緊急輸送体制の整備	道路ネットワークの構築
10	改築事業	町道 1537 号線	排水整備	中石崎	(一) 中石崎水戸線 ～ 水戸市行政界	0.4	未着手	完成	2029			茨城県 (道路建設課)	1-1.1-2.2-2.2-4 2-5.4-2.5-5	緊急輸送体制の整備	道路ネットワークの構築
11	改築事業	町道 4433 号線	道路改良	宮ヶ崎 ～ 網掛	(一) 宮ヶ崎小幡線 ～ 鉾田市行政界	0.4	工事	完成	2026			茨城県 (道路建設課)	1-1.1-2.2-2.2-4 2-5.4-2.5-5	緊急輸送体制の整備	道路ネットワークの構築
12	改築事業 (狭隘道路整備)	町道 4191 号線	道路改良	下雨ヶ谷	町道115号線 ～ 町道1188号線	0.4	測量設計	工事	2030			茨城県 (道路建設課)	1-1.1-2.2-2.2-4 2-5.4-2.5-5	緊急輸送体制の整備	道路ネットワークの構築
13	改築事業 (狭隘道路整備)	町道 4108 号線	道路改良	駒場	(主) 大洗友部線 ～ 町道4060号線	0.2	用地補償	完成	2025			茨城県 (道路建設課)	1-1.1-2.2-2.2-4 2-5.4-2.5-5	緊急輸送体制の整備	道路ネットワークの構築
14	老朽化・ 耐震対策事業	町道 116 号線	道路改良	鳥羽田	(主) 茨城鹿島線 ～ (一) 宮ヶ崎小幡線	1.1	測量設計	完成	2028			茨城県 (道路建設課)	1-1.1-2.2-2.2-4 2-5.4-2.5-5	緊急輸送体制の整備	道路ネットワークの構築
15	老朽化・ 耐震対策事業	町道 4263 号線 無名橋81	橋梁補修	海老沢	桜川	2.8m	未着手	完成	2025			茨城県 (道路建設課)	1-1.1-2.2-2.2-4 2-5.4-2.5-5	緊急輸送体制の整備	道路ネットワークの構築
16	老朽化・ 耐震対策事業	町道 111 号線 南川又橋	橋梁補修	南川又	澗沼川	127.9m	設計	完成	2025			茨城県 (道路建設課)	1-1.1-2.2-2.2-4 2-5.4-2.5-5	緊急輸送体制の整備	道路ネットワークの構築
17	老朽化・ 耐震対策事業	町道 109 号線 大畑橋	橋梁補修	大戸	澗沼前川	43.2m	未着手	完成	2026			茨城県 (道路建設課)	1-1.1-2.2-2.2-4 2-5.4-2.5-5	緊急輸送体制の整備	道路ネットワークの構築
18	老朽化・ 耐震対策事業	町道 113 号線 95界田橋	橋梁補修	小幡	寛政川	8.45m	未着手	完成	2026			茨城県 (道路建設課)	1-1.1-2.2-2.2-4 2-5.4-2.5-5	緊急輸送体制の整備	道路ネットワークの構築
19	老朽化・ 耐震対策事業	町道 114 号線 75上橋	橋梁補修	下座	黒川	13.3m	未着手	完成	2027			茨城県 (道路建設課)	1-1.1-2.2-2.2-4 2-5.4-2.5-5	緊急輸送体制の整備	道路ネットワークの構築
20	老朽化・ 耐震対策事業	町道 2043 号線 常井橋	橋梁補修	常井	澗沼前川	22.0m	未着手	完成	2027			茨城県 (道路建設課)	1-1.1-2.2-2.2-4 2-5.4-2.5-5	緊急輸送体制の整備	道路ネットワークの構築

【別表2】個別事業一覧（事業主体：町）

番号	事業名	路河川等名	事業（取組）の概要				現状値 (2024年度)	目標値 (2029年度)	完成 目標年度	全体事業費 (百万円)	残事業費 (百万円)	事業主体 (担当課)	該当する リスクシナリオ (町シナリオ番号)	該当する対応方策1	該当する対応方策2
			種別	地区名	区間	延長 (km)									
21	河川改修事業	準用河川 桜川	河川改修	海老沢 ～ 宮ヶ崎	町道4263号線 ～ 涸沼	2.0	工事	完成	2027			茨城町 (道路建設課)	1-2	治水対策の実施の実施	土砂災害対策の実施の実施
22	河川改修事業	準用河川 若宮川	河川改修	若宮	(主) 内原塩崎線 ～ 町道1462号線	0.3	工事	完成	2026			茨城町 (道路建設課)	1-2	治水対策の実施の実施	土砂災害対策の実施の実施
23	改築事業	町道 1091 号線外	排水整備	長岡	町道1091号線 ～ 町道1083号線	10.3	工事	工事	未定			茨城町 (道路建設課)	1-1,1-2,2-2,2-4 2-5,4-2,5-5	緊急輸送体制の整備	道路ネットワークの構築
24	改築事業 (狭隘道路整備)	町道 1087 号線外	道路改良	長岡	町道1091号線 ～ 町道107号線	0.9	測量設計	工事	未定			茨城町 (道路建設課)	1-1,1-2,2-2,2-4 2-5,4-2,5-5	緊急輸送体制の整備	道路ネットワークの構築
25	水路整備事業	水路	排水整備	宮ヶ崎	才川 ～ 町道4295号線	0.5	未着手	完成	2029			茨城町 (道路建設課)	1-2	治水対策の実施の実施	土砂災害対策の実施の実施
26	老朽化・ 耐震対策事業	町道 2396 号線外	表層打換	大戸	町道2016号線 ～ 町道2631号線	1.0	未着手	工事	2033			茨城町 (道路建設課)	1-1,1-2,2-2,2-4 2-5,4-2,5-5	緊急輸送体制の整備	道路ネットワークの構築
27	老朽化・ 耐震対策事業	町道 113 号線	表層打換	小幡	小美玉市行政界 ～ (一) 宮ヶ崎小幡線	1.0	未着手	完成	2028			茨城町 (道路建設課)	1-1,1-2,2-2,2-4 2-5,4-2,5-5	緊急輸送体制の整備	道路ネットワークの構築
28	老朽化・ 耐震対策事業	町道 4379 号線	表層打換	宮ヶ崎	町道203号線 ～ (一) 宮ヶ崎小幡線	0.9	未着手	工事	2030			茨城町 (道路建設課)	1-1,1-2,2-2,2-4 2-5,4-2,5-5	緊急輸送体制の整備	道路ネットワークの構築
29	老朽化・ 耐震対策事業	町道 2104 号線外	表層打換	大戸	(主) 内原塩崎線 ～ 町道211号線	0.4	未着手	完成	2027			茨城町 (道路建設課)	1-1,1-2,2-2,2-4 2-5,4-2,5-5	緊急輸送体制の整備	道路ネットワークの構築
30	老朽化・ 耐震対策事業	町道 2263 号線	表層打換	大戸	町道2607号線 ～ 町道2268号線	0.7	未着手	工事	2029			茨城町 (道路建設課)	1-1,1-2,2-2,2-4 2-5,4-2,5-5	緊急輸送体制の整備	道路ネットワークの構築
31	河川改修事業	準用河川 渋川	河川改修	長岡 ～ 上石崎	水戸市行政界 ～ 涸沼	5.5	計画策定	工事	未定			茨城町 (道路建設課)	1-2	治水対策の実施の実施	土砂災害対策の実施の実施
32	交通安全 対策事業	茨城町サイクリング道路	自転車通行 空間整備	町内全域	茨城町自転車活用推進計画に位置づける区間	20.0	工事	工事	2030			茨城町 (道路建設課)	1-1,1-2,2-2,2-4 2-5,4-2,5-5	緊急輸送体制の整備	道路ネットワークの構築
33	老朽化・ 耐震対策事業	町道 2207 号線	路上路盤再生	駒渡	町道2238号線 ～ 町道2631号線	0.8	工事	完成	2028			茨城町 (道路建設課)	1-1,1-2,2-2,2-4 2-5,4-2,5-5	緊急輸送体制の整備	道路ネットワークの構築
34	老朽化・ 耐震対策事業	町道 120 号線	路盤入替	長岡	町道207号線 ～ (主) 内原塩崎線	1.3	工事	完成	2028			茨城町 (道路建設課)	1-1,1-2,2-2,2-4 2-5,4-2,5-5	緊急輸送体制の整備	道路ネットワークの構築
35	老朽化・ 耐震対策事業	町道 4018 号線	表層打換	小堤	(主) 大洗友部線 ～ 町道4019号線	0.6	未着手	工事	2029			茨城町 (道路建設課)	1-1,1-2,2-2,2-4 2-5,4-2,5-5	緊急輸送体制の整備	道路ネットワークの構築
36	老朽化・ 耐震対策事業	町道 103 号線	表層打換	上石崎	(主) 内原塩崎線 ～ 水戸市行政界	1.6	未着手	工事	2030			茨城町 (道路建設課)	1-1,1-2,2-2,2-4 2-5,4-2,5-5	緊急輸送体制の整備	道路ネットワークの構築
37	老朽化・ 耐震対策事業	町道 1563 号線	路盤入替	長岡	(主) 水戸神栖線 ～ 町道1561号線	0.4	未着手	完成	2026			茨城町 (道路建設課)	1-1,1-2,2-2,2-4 2-5,4-2,5-5	緊急輸送体制の整備	道路ネットワークの構築
38	老朽化・ 耐震対策事業	町道 110 号線	路盤入替	大戸 ～ 桜の郷	町道108号線 ～ (主) 内原塩崎線	0.8	未着手	完成	2026			茨城町 (道路建設課)	1-1,1-2,2-2,2-4 2-5,4-2,5-5	緊急輸送体制の整備	道路ネットワークの構築
39	老朽化・ 耐震対策事業	町道 120 号線	表層打換	上石崎	町道1459号線 ～ 町道105号線	0.4	未着手	完成	2026			茨城町 (道路建設課)	1-1,1-2,2-2,2-4 2-5,4-2,5-5	緊急輸送体制の整備	道路ネットワークの構築
40	老朽化・ 耐震対策事業	町道 116 号線	表層打換	小堤	町道117号線 ～ 町道4019号線	0.5	未着手	完成	2026			茨城町 (道路建設課)	1-1,1-2,2-2,2-4 2-5,4-2,5-5	緊急輸送体制の整備	道路ネットワークの構築

【別表2】個別事業一覧（事業主体：町）

番号	事業名	路河川等名	事業（取組）の概要				現状値 (2024年度)	目標値 (2029年度)	完成 目標年度	全体事業費 (百万円)	残事業費 (百万円)	事業主体 (担当課)	該当する リスクシナリオ (町シナリオ番号)	該当する対応策1	該当する対応策2
			種別	地区名	区間	延長 (km)									
41	老朽化・耐震対策事業	町道 207 号線	表層打換	長岡	町道120号線 ～ (主)内原塩崎線	0.4	未着手	完成	2026			茨城町 (道路建設課)	1-1,1-2,2-2,2-4 2-5,4-2,5-5	緊急輸送体制の整備	道路ネットワークの構築
42	老朽化・耐震対策事業	町道 2562 号線	表層打換	長岡	町道2560号線 ～ 町道1566号線	0.2	未着手	完成	2026			茨城町 (道路建設課)	1-1,1-2,2-2,2-4 2-5,4-2,5-5	緊急輸送体制の整備	道路ネットワークの構築
43	老朽化・耐震対策事業	町道 4178 号線	表層打換	下座	町道114号線 ～ 町道115号線	0.4	未着手	完成	2026			茨城町 (道路建設課)	1-1,1-2,2-2,2-4 2-5,4-2,5-5	緊急輸送体制の整備	道路ネットワークの構築
44	老朽化・耐震対策事業	町道 4401 号線	表層打換	網掛	町道204号線 ～ 町道4416号線	0.4	未着手	完成	2026			茨城町 (道路建設課)	1-1,1-2,2-2,2-4 2-5,4-2,5-5	緊急輸送体制の整備	道路ネットワークの構築
45	老朽化・耐震対策事業	町道 4418 号線	表層打換	網掛	町道4401号線 ～ 町道4438号線	0.2	未着手	完成	2026			茨城町 (道路建設課)	1-1,1-2,2-2,2-4 2-5,4-2,5-5	緊急輸送体制の整備	道路ネットワークの構築
46	老朽化・耐震対策事業	町道 4623 号線	表層打換	小幡	町道114号線 ～ 町道4622号線	0.3	未着手	完成	2026			茨城町 (道路建設課)	1-1,1-2,2-2,2-4 2-5,4-2,5-5	緊急輸送体制の整備	道路ネットワークの構築
47	老朽化・耐震対策事業	町道 101 号線	表層打換	中石崎 ～ 下石崎	(一)中石崎水戸線 ～ 町道1559号線	0.5	未着手	完成	2026			茨城町 (道路建設課)	1-1,1-2,2-2,2-4 2-5,4-2,5-5	緊急輸送体制の整備	道路ネットワークの構築
48	老朽化・耐震対策事業	町道 1559 号線	表層打換	下石崎	町道101号線 ～ (主)大洗友部線	0.7	未着手	完成	2026			茨城町 (道路建設課)	1-1,1-2,2-2,2-4 2-5,4-2,5-5	緊急輸送体制の整備	道路ネットワークの構築
49	老朽化・耐震対策事業	町道 2607 号線	表層打換	大戸 ～ 前田	(主)内原塩崎線 ～ (主)内原塩崎線	0.3	未着手	完成	2026			茨城町 (道路建設課)	1-1,1-2,2-2,2-4 2-5,4-2,5-5	緊急輸送体制の整備	道路ネットワークの構築
50	老朽化・耐震対策事業	町道 2608 号線	表層打換	駒渡	町道110号線 ～ 町道2199号線	0.1	未着手	完成	2026			茨城町 (道路建設課)	1-1,1-2,2-2,2-4 2-5,4-2,5-5	緊急輸送体制の整備	道路ネットワークの構築
51	老朽化・耐震対策事業	町道 105 号線	路盤入替	上石崎	(一)長岡大洗線 ～ 町道120号線	0.8	未着手	完成	2026			茨城町 (道路建設課)	1-1,1-2,2-2,2-4 2-5,4-2,5-5	緊急輸送体制の整備	道路ネットワークの構築
52	老朽化・耐震対策事業	町道 117 号線	表層打換	駒場	町道4070号線 ～ 町道4112号線	0.2	未着手	完成	2026			茨城町 (道路建設課)	1-1,1-2,2-2,2-4 2-5,4-2,5-5	緊急輸送体制の整備	道路ネットワークの構築
53	老朽化・耐震対策事業	町道 2592 号線	路盤入替	小鶴	(主)大洗友部線 ～ 町道2281号線	0.4	未着手	完成	2026			茨城町 (道路建設課)	1-1,1-2,2-2,2-4 2-5,4-2,5-5	緊急輸送体制の整備	道路ネットワークの構築
54	改築事業 (狹隘道路整備)	町道 1091 号線	道路改良	長岡	町道1407号線 ～ 町道1550号線	0.1	未着手	完成	2029			茨城町 (道路建設課)	1-1,1-2,2-2,2-4 2-5,4-2,5-5	緊急輸送体制の整備	道路ネットワークの構築
55	改築事業	地区施設道路1	道路改良	前田	町道2504号線 ～ 町道2560号線	0.4	一部完成	測量設計	2034			茨城町 (都市整備課)	1-1	市街地整備	
56	改築事業	地区施設道路2	道路改良	前田	町道2563号線 ～ 町道2354号線	0.1	未着手	測量設計	2034			茨城町 (都市整備課)	1-1	市街地整備	
57	改築事業	地区施設道路3	道路改良	前田	町道2354号線 ～ 水戸市道接続 (町道2355号線)	0.3	未着手	測量設計	2034			茨城町 (都市整備課)	1-1	市街地整備	

【関連既存計画等】

- 茨城町三箇年実施計画（上表番号1～36）
- 茨城町道路整備計画（上表番号1～13）
- 茨城町自転車活用推進計画（上表番号32）
- 茨城町舗装維持修繕計画（上表番号33～53）
- 茨城町橋梁長寿命化修繕計画（上表番号15～20）

茨城町国土強靱化地域計画

令和7年3月

編集・発行／茨城町 総務部 総務課

〒311-3192 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地

TEL : 029-292-1111 (代表)

URL: <http://www.town.ibaraki.lg.jp/>